

第二十六回
国会

委員の異動

本日委員紅露みつ君及び大河原一次君
辭任につき、その補欠として小西英雄
君及び木下友敬君を議長において指名
した。

委員長 千葉 信君
理事

委員

榊原	亨君
高野	一夫君
山本	經勝君
早川	慎一君

草葉 隆圓君
小西 英雄君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田藤太郎君
山下 護信君

國務大臣	野澤 清人君
厚生大臣	神田 博君
労働大臣	松浦 清一君
政府委員	
厚生大臣官房総務課長	牛丸 義留君

厚生省公衆衛生局環境衛生部長 楠本 正康君

勞働省 安定期長	中西實君
勞働省 職業局長	江下孝君
衆議院法制局側	

三、總論

今日の會議に付した案件
 律師法案(衆議院提出)

考人の出席要求に関する件
委員会設置に関する件
物物者給付金等支給法案(内閣提出)、
勸福社事業団法案(内閣提出、衆議
院送付)

（送付）
労働情勢に関する調査の件
共企業体等の労働争議に関する

委員長（千葉信君） それではただいま
社会労働委員会を開会いたします
井村徳二君、

姦君が辞任し、その補欠として、
 芳三郎君、山下義信君が選任され
 る。で、五月七日付をもつて、紅露
 石が辞任し、その補欠として、小
 鹿君が選任されました。

たしましては、最近美容業の著しい進歩にかんがみて、その発展を促進する意味から法案を作成したというふう

に、御提案になったように書いてある
のでありますが、この在来の理容師美容
師法を二つに分けまして、この美容
師法と理容師法にお分けになりました

この業の発展をやるということであり

ますが、ただ単に、今までの理容師美容師法を二つに分けたということだけ

で、そのことによつて、どういう理由でこれが発展になるのでありましようか、それを一つお尋ねいたします。

○衆議院議員（野澤清人君）　きわめて適切な、言葉じりをとられた格好です。

が、この前も経過を申し上げましたように、実は昨年から美容師の単独法が提案されておりまして、その内容としてまずところは、養成施設の中のイン

ターン制度に対する根本的な改正案でございまして、しかも体裁よく言えば、実務見習い期間中に三年間経過するといふと、美容師の試験の受験資格がつく、学校に行かなくても、講義録をとく

らなくとも、というような表現まで出
ました。これに対して、党派を超越し
て、自民党も、社会党の方も、まじめ
に検討を加えたのですが、ややともす
れば、徒弟制度の復活になるのではな
いか、こういうふうな心配がありまし

は後日の問題として、法律の分離だけ
しよ。その分離する理由としまして
は、現在のこの理容業と美容業との実
態が、形はよく似ておりますが、内容

近のように、毛髪だけを中心にした、あるいは顔そりを中心にした美容の考え方が、全体的な、この肢体の美容に

ものに傾向が拡大されてきました。し

かも、その間いろいろな薬物の利用等も考慮されるものですから、おのずと

男子のこの散髪と言われる理容業、それから化学操作を行ふ美容業とは、基本的な問題は別としにしても、技術の分野というものはおのずと分離されてきた、こういう建前にありますので、

従つて、これらの衆態を同一法律で、同一趣旨のもとに扱うことは不合理ではないか。むしろ法律を二つに分離す

る。分離すると同時に、その養成施設、または養成期間等についても、主務官庁が十分に指導監督のできるようにしむけるべきではないか。それでは今先生の御指摘のように、何ら進歩的

なものを取り入れられていないじゃないか、こういうおしかりをこうむるかもしれないが、やはり法律そのものを分離して、全然別個の視野に立つて、理容業と美容業とを分離したことで、これも、これは相当の進歩でありま

て参ります。従つて、片方の法律では、今まで細則にあつたものを、政令にあつたものを、わざわざ本文に取り上げて、昼間、夜間の制度まで明文化した。と

ところが、理密業の方では、それを明文化せずに、従来のままおいておる。まあこの二つの法律の中で、そういうところにも差があります。なぜそういう差

く——現在の開業しておりはずり客集

と美容業との実態から見まして、理容業の方では、見習いをする者は、比較

的一定の個所に、一定人が長くどまるとする傾向がある。美容業の方は、短期間に転々とする傾向がある。年ごろの娘でありますから三月か、半年かで……。

問題についてもいろいろ御議論があり、新しい法律の提案等もあったと思われるのであります。従つて、一応この憲法律を分離して、この両者の実態と

いうものを根本から考え直してみる必要もあるだろうが、今ちようど環境衛生の適正化の法律もあることだし、従つて、なるべく広範な改正はこの際避けて、分離だけにしておこう、これ

が衆議院側の態度であります。決して
不まじめに検討したわけじゃありません
ので、御了承願いたいと思います。

○棚原亨君 大体その要点はわかった
ようであります。端的に私はこれこれ
は一つ政府にお聞きしたいのであります。

すが、理容業と、美容業と、どこが違
うのでありますか。どういふ点ではつ
きりこれを区別することができるので
あります。これは将来この法律が二
つに分れます。従つて、その適用す
る対象というものが非常に問題があ
ると思ふのであります。その点を一
つ政府に承りたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 御質問の点
は、従来は男子の理容、それから女子
の美容というふうに、概念的に比較的
以前は区別しておりましたが、最近
御承知のような、非常にその傾向と申
しますか、人によっていろいろはつき
りしないというふうな——これは個人
を対象とした場合、そういう
問題が起つてくることは実在するこ
とでございますが、法律の中に第一
に、理容とはこれこれ、美容とはこれ
これというふうに規定してございま
し、さらにそれを敷衍いたしましたし
て、政府といたしましては通牒で一応説明
を加えていたわけでございます。お許
しを得てそれを讀みたいと思ひます
が、「理容とは主として頭髮の刈込
み、顔そり、洗髪、美毛、養皮、白髪
染等、顔面及び頭髮の整容の作業をい
い、男子に対するパーマネットウェー
ブはこれを含まないのを原則」といた
します。ただアイロン代用程度のパー
マネットウェーブと申しますか、そう
いう作業は、理容師においてやつても
差しつかえないという解釈をいたして
おります。

これに對しまして、「美容とは女子
及び男子に対するパーマネットウェー
ブ、結髪、化粧、洗髪、美毛、養皮、
美爪、白髪染等、顔面、頭髮、手指等
の整容の作業をい、ただし、顔そり

作業はこれを含まないのを原則」とい
たします。ただ「化粧に伴うえり足等
の剃毛は差しつかえない。」という
ふうな解釈で指導をいたしているわけ
でございます。

○委員長退席、理事山本經勝君着
席
○榊原孝君 そういったしますと、そ
の男子に対する美容所というもので
きるわけなんです。今の御説明でご
ざいますと、男子に対する美容所とい
うのができることになるわけですか。
○政府委員(山口正義君) 御指摘の点
は、理論上はそういうことはでき得る
と思ふのでございますが、実際上はそ
ういふものは現在ないと思ふのでござ
います。

○榊原孝君 先ほどのお話しによりま
するといふと、大体この美容の技術が
進歩いたしまして、薬物その他のもの
を、化学剤その他のものを使ってやる
というふうなことがだんだん範囲が広
くなつて参りましたから、従つて、こ
の法律を二つに分ける必要があるのだ
というお話しであります。その点は
わかつております。そういったします
と第三条の二の、「美容師の免許は、
精神病者又はてんかんにかかつてい
る者には、与えない。」とありますが、そ
れほど進歩しております技術、業務の
範囲でございしますならば、たとえば色
盲とかあるいはおし、つんぼとか、そ
ういふものに対する制限は必要がない
のでございします。在来の理容師、
美容師でございしますならばよろし
うございしますが、薬品を使いある
いは電気器具を使って参りますとい
うと、従つて、相当の、この色盲とかあ
るいは不具、つんぼ、おしというよう

な者、あるいはめくらというよう
な者、これはそこに制限する必要があ
るのじゃないか、これは将来のこととい
たしまして、さしたつてこの法律
を分けるについては非常に重大である
と思ふのであります。この点につ
いての御提案者の御意見はいかがでござ
いします。

○衆議院議員(野澤清人君) そこまで
提案者の方では、正直なところ考へて
おりません。当然そうした問題が起
きてきますれば何ですが、これはおそ
く私どもの感じとしては、めくら
とか、おし、つんぼ等に対して特別に
免許を与えようという操作があれば別
ですが、これは受験資格を与えて試験
される以上は、そうしたところで十分
防ぎ得るのじゃないか。ただ後天的な
ものに対しては、健康診断等で手心
を加えなければならぬと思ひますが、同
じおし、つんぼでも、つんぼやおしで
試験が行えないということはないと思
ひます。手先の仕事ですから。しかし
それが初めからわかつておりながらめ
くらやおし、つんぼに試験を受けて、学
科ができた、実科ができたからとい
つて免許を与えるか与えないかとい
うことは行政措置で十分できるのじゃ
ないか、こういう感じがいたしますが、決
してこだわつた意見はありません。

○榊原孝君 私が申すのは、電気器具
を使ひましたり、あるいは化学剤を使
ひましたりするのには、たとえその技
術が、手先の仕事だけでございしても、
ある程度のそういう制限といふことが
必要になるのじゃないかと思ふのであ
ります。これは御提案者に聞くのは
無理なんです、実際、法を施行されま
す政府の方といたしましては、その

点をどうお考えになつていらつしや
いますか。
○政府委員(山口正義君) 現行法の理
容師美容師法におきまして、第七
条で、今回の改正案の第三条と同じよ
うな精神病者としてんかんだけに關する
規定だけを設けておるわけでございま
すが、實際問題といたしましては、た
だいま野澤先生もおつしやいましたよ
うに、受験資格というふうなところで
ある程度の規制が加えられる。ただ
ま榊原先生御指摘のような点を十分注
意してやつていけるのではないかと
うふりに考へるわけでございします。

○榊原孝君 現在でも、そういう制限
をして試験をしていらつしやいます
か。たとえば色盲の者、どうです。
○政府委員(山口正義君) 現在、色盲
者に受験資格を与えないというふうな
ことはいたしておりませんが、し
かし、御指摘のような点は、今後この業
体を行つ者がますます分科して参りま
すに従ひまして、そういう点は考へて
いかなければならぬと思ひます。

○榊原孝君 こういう美容師とか理容
師になられる方は、あまり経済的にも
豊かな方ではないのでございします。か
ら、それらの方に職業を与えるとい
うことについては、これは当然認容し得
る限界においてやる、たとえば色盲に
つきましては、極度の色盲でない限り
は、ある程度これは必要でありま
す。現実の面において、この法律が分
離されるというところは、御承知の通
り、美容師のその美容術といふものが
進歩した、そこで化学薬品を使ひま
したり、電気器具を使つたりするとい
うようなことが多くなつてきたので、こ
れを分けるというお話であります以上

は、従ひましてこの美容師の免許を
与へます上におきましては、その化学
反応につきましても、あるいは電気
器具を扱う上におきましても、危害を
与えない程度の制限といふものはやむ
を得ないんじゃないかと私は思ふので
あります。この法律が、単に分けた
だけだというお話でございますが、
今急にどうこうというところはありま
せん。いたしまして、これを實施いた
します上におきましては、その点特に
留意されまじたり、具体的方法をもつ
て地方庁の方に御指示が願ひたいと私
は思ふのであります。その点につ
いての政府のお考えはいかがでござ
いますか。

○政府委員(山口正義君) 實施に當り
ましては、御趣旨の点、十分尊重し
て、地方に指示をして参りたいと思
ひます。

○榊原孝君 第十七条でございします
が、この前、野澤議員のお話によ
りますと、「美容師及び美容所の開設者
は」といふふうに、「又は」といふのを
「及び」といふふうにされるというこ
とを御希望になつたと私は記憶してお
るのであります。これが環境衛生関
係の營業の適正化に關する法律との関
係におきまして、環境衛生の法律にお
きましては、第二条に美容業といふこ
とが対象になつておるわけです。そこ
でこれはこの会と申しますのは、環境
衛生におきまして組合と別個のものを作
るといふことを認めるというふう
に——ここで、会を組織するといふの
は、別個のものをさして今考へて書いた
次第でございします。あるいは環境
衛生の方の組合そのものというお考
えでございします。まあこれはそつ

ちの方はまだ問題になっておりません
であります。そのかね合いを一つ承
わりたいと思ひます。

○衆議院議員(野澤清人君) この前も
ちよつと申し上げましたように、これ
は全然別個のものとして考えており
ます。環境衛生の方でいきますとい
うと、美容、理容業を営む者が組合を形
成する。それからこの美容師法なり理
容師法なりで申します十七条または十
四条では、美容または理容の免許を有
する者が中心になります。勤めてい
る者も、開設して単独に営業を営んで
いる者も一緒にして技術の向上をはか
らなければいけない、こういう目的で
組合を作る。ただし法の建前として
は、なるべく同一府県内に幾つもの組
合のできることは好ましくない、こ
ういふ考えで、やはり環境法と同じよう
に、できるならば都道府県一本化さ
れた組合にまとまり上げれば非常にけ
つこうだ、こういうような考え方をいた
しております。以上の通りです。

○榊原孝君 そりういたしますと、美容
所の開設者は美容師でなければならぬ
というお考えでございませうか。美
容師でなくても美容所を開設すること
ができるのでありませうか、その点
を一つ。

○衆議院議員(野澤清人君) 美容所の
開設者は、美容師みずからが開設する
場合と、第三者が資本を出して美容師
を雇つて開設する場合とあるというこ
とを前提にして審議いたしました。

○榊原孝君 そりういたしますと、環
境衛生の第二三条の三に美容業とありま
す。ただいま問題の提案されておしま
す第六条では「美容師でなければ、美
容を業としてならぬ」と書いて

ある。そりういたしますと、環境衛生
の方の法律において、美容業というも
のは当然美容師でなければならぬので
あります。環境衛生の第二三条の三
項においては、美容所を開設するし
ろこの人は入れないというお考えで
ございませうか。

○衆議院議員(野澤清人君) 御質問の
点ですが、「美容業の規定により届出
をして美容所を開設することにより」と
と第二三条の第三号に解説してありま
す。これは、第三者が開設してもそれ
を含んだと、こういう意味に解釈し
ております。美容師でなければ開設す
ることができないんじゃないか、美
容師を雇つて開設した場合に、第三者
が開設したのも美容業を営むものと
解釈しておるわけですね。

○榊原孝君 ただいま提案になってお
ります第六条は、「美容師でなければ
ば、美容を業としてならぬ」と書
いてある。その点はいかですか。提
案者でおわかりにならないければ、政府
の方の御見解を伺いたい。

○衆議院議員(野澤清人君) この条文
の解釈ですが、第六条の「美容師でな
ければ、美容を業としてならぬ」と
これは、あくまでも原則論でありま
して、そりういたしますと、資本主
があつて、たとえば、株式会社で法人
格を持つた。そこで、ちよつと薬局を
開設すると同じように、美容師を雇
つて開設した場合に、美容師でなければ
業とできない、その意味を同じに解釈
してよろしいんじゃないか。従つて、
第三者の開業というものを認めないん
じゃなくて、美容師を雇わなければ全
然第三者は開業できない、こういう意
味合いに解釈をしていただきたいと思います。

りのでございませうが、決して矛盾する
ような法文でないように感じられます
が、いかがでございませうか。

○榊原孝君 政府の御意見はどうで
す。政府の御意見を一つどうぞ。

○政府委員(楠本正康君) お答えを申
し上げますが、ただいまの御説明に敷
行さしていただきますが、美容師でな
ければ、実問題の業、つまり、美容
行為をしてはならない。ところが、美
容所を開設するやうな場合には、必ず
しも美容師の資格を持つてゐる美容師
でなくてもできる。従つて、この点
は、一方は開設者の立場であり、一方
は実際に美容行為を行う者であり、両
者の間に矛盾はないものと、かように
考えております。

○榊原孝君 業とは反復して同じ行為
をするもの、そりうのことです。な
従つて、美容行為をただ一回しただけ
じゃ美容業じゃないわけだ。それはも
うわかつた。今の御説明は、この法律
に關する限りはわかるんです。美容師
でなければ、美容を業としてならぬ
いいわけですね。ところが、環境衛生関
係営業の運営の適正化に關する法律の
方では、第二三条に美容業というものが
入つておる。そりういたしますと、そ
の美容業というものは、美容師、美容
を業としてゐる者でなければできない
とあるんですから、この中には、いわ
ゆるあなたの方の言われるしるうとの開設
したものは入れないおつもりですかと
いうことを承わりたい。

○政府委員(楠本正康君) まことにこ
もつともな御指摘でございまして、こ
の辺に、業という言葉の意味の解釈に
きわめて不明確な点が出て参つてきて

おります。しかしながら、環境衛生関
係の営業の法律におきましては、美容
を業とするという場合には、これは、
いわゆる開設者のみを考へて、経営者
のみを考へてゐる業でございませう。美
容師法の方にあります第六六条の
業とは、直接美容に携わる行為とい
ふに考へられるわけでございます。

○榊原孝君 その点は、法律の上では
そりう読めないですね。それは、あな
たの解釈はそうかも知れん。法制局を
一つ呼んでいただきたたい。法律に出た
以上は、そんなあなたの方の勝手気ままな
解釈じゃわからぬ。

○政府委員(楠本正康君) この点は、
なるほど業という言葉そのものをとつ
てみますと、きわめて不明確な点が出
て参ります。環境衛生の法律におき
ましては、特に第二三条におきまして美
容業といふものの定義をしてございま
すので、この辺は言葉が、法律におき
ましてはきわめてはっきりいたしてお
る、かように考へてゐる次第でござい
ます。つまり、この場合、環境衛生法
におきましては、美容業とは法律によ
りまして届出をして美容所を開設して
ゐるものというふうに定義が下してご
ざいますので、この点は法律的には意
味ははっきりしていると思ひます。

○榊原孝君 そりういたしますと、た
だいま問題になつておりますこの美容
師法の中にあります美容業と環境衛生
の方にあります美容業とは違ふとい
うことですね。

○政府委員(楠本正康君) どうもま
ことにごもつともな御指摘でござい
ます。当初申し上げましたように、業と
いう言葉の意味がきわめて明確に欠
けておりますので、かように法律にお

て明確に規定をいたしておる次第で
ございませう。従ひまして、美容師法に
おきます営業とそれから環境衛生法に
おきます営業とは、これは意味が
違つてゐる次第でございませう。

○榊原孝君 そりういたしますと、第
六六条で「美容師でなければ、美容を業
としてならぬ」といふことは言
えない。美容業といふのは別にまたあ
る、同じ美容業でも違ふ種類の美容業
があるとするならば、第六六条で「美容
師でなければ、美容を業としてならぬ
ない」とは言えない。その点いかが
ですか。

○政府委員(楠本正康君) まことに御
指摘の通りでございませうが、環境衛生
の法律におきましては、これは、経営
と申しますか、開設といふものを業と
いうふうに規定いたしております。美
容師法におきましては、美容行為その
ものを業といふふうに意味しておる
と、かように考へております。

○榊原孝君 時間をとりますから、一
つこれは法制局を呼んでいただいて、
そりうして法的論議の御解釈を承わら
なければ、どうも私わかりません。(賛
成)と呼ぶ者あり

○山下義信君 法制局の来ます間に御
質疑をさせていただきますと思ひま
す。前回、片岡委員並びに榊原委員か
ら適切な御質疑がありましたので、お
尋ねする点はないと思ひのであります
が、一、二私も伺つておきたいと思
ひます。

先ほど榊原委員からお尋ねのありま
したときに、ただ理容師法と美容師法
を分けただけでは意味が少し足りない
じゃないかという御意見がありました
が、私も全く同感に思ひますが、

せつかく現行法を二つに割られましたので、私どもとしては、この機会にできるだけ衆議院の御提案のこの法案を御審議申し上げるというよりは、公式にはそうなんでありますが、実際は現行法でありますから、この際、現行法の不備な点がありましたら、できるだけお互いに検討しておく方がいいんじゃないかと、かように私も考えるわけです。そういう意味でいろいろ先日来まことに適切な御質疑があつたのだらうと私は思うのでありますが、そこで私も一、二伺います第一点は、この美容師法の第二条の定義に美容の仕事の内容がここに掲げてあります。これも私先ほど御原委員の御質疑の中にあつた御意見に全く同感で、実は私はあまり美容、理容に御厄介になる柄でありませんので、(笑)申し上げる資格はないかもしれませんが、ことに婦人の美容業の内容なんか知りませんけれども、伝へ聞くところによりますと、非常に最近進歩しておる、いろいろその仕事の内容も広範かつ高度になつておるといふことを聞いておりますので、そこで伺つておく必要があるだらうと思つたのです。ここでは「パーマントウェーブ、結髪、化粧等」となつておるのでありますが、「等」という中には何が入るかというのを明らかにしておく方がいいんじゃないかと思つたのです。今、顔そりは理容の方に、理容の方に入るのだと、省令でありますか、通牒でありますか、に明示されましたが、「等」という中には何かほかに入るものがあるならば、この際明らかにしておく必要があるんじゃないか。そうでないと、美容師の免許を持つていない者でないとできないこと

とをここで定めるのですから、「等」ということに何かほかのことがあつて、無免許の者がやり得る範囲がぐんとあつたらば、これはせつかく美容師の業の内容をきめておいたからといつて、無免許の業者が幾らでもできることになる。何か、最近の美容の進歩と言いますか、仕事の範囲が広がつたために、「等」ということに含まれるものをこの際指摘しておくことがあれば指摘しておく方がいいんじゃないか、これは相談です、質問というよりは衆議院の方にも御相談申し上げます。そこで私が伺うのは、美顔術というのはどうなりますか。これは理容に入りますか、美容に入りますか、これ一つお尋ねしておきます。

○政府委員(楠本正康君) 美顔術というのは内容がいろいろございまして、髪皮それからマサージ、その他いろいろな種類のものが包含されております。大体美顔術というものは美容師の範疇に考えられます。

○山下義信君 わかりました。美顔術は美容の中の一つ入ると、そこでその次に伺いますが、マニキュアは美容の中に入りますか、美容師以外の者でもできますか。

○政府委員(楠本正康君) マニキュアは当然美容の範疇に入つております。と申しますのは、もっと根本的な問題になつて参りますが、この定義におきまして、容姿を整えることが理容と言つておりますが、整えるという字は、あまり人工的な操作をせずに、自然のままの姿で整然とさせるというのが整えるという意味で、一方、容姿を美しくするというのが美容の趣旨でございしますが、美しくするという言葉の中には

多分に人工的にいろいろ操作を加へまして美しくするという、人工的な手段が含まれております。従つて、化粧をするというふうなことはある意味で全く本物とは違つたような格好になつてくるというふうな場合に、その人工的な要素を加へまして美しくするという定義を加へておるわけでありまして。

○山下義信君 概念はお説の通りでしよう。マニキュア、いわゆる美爪術というものは美容師でなければできないことになりませんか。

○政府委員(楠本正康君) 原則的にはその通りであります。

○山下義信君 それから全身美容というのはどうなりますか。全身美容術と言いますかね、術という名をつけた方がいいでしよう。全身美容術……

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のようには、最近ぼつぼつ全身美容というふうな操作が行われて参つております。これらはもちろん美容の範疇に含まれるべきものであると思つた。

○山下義信君 これは、ただいま政府の見解は、これは注目すべき見解であります。そうすると、器具、機械その他いろいろな方法によりまして全身美容を施すという事は、これは美容でなければできないということになります。と、相当な影響があると思つた。それから、この際明確にしておくということ、それは、それだけ私はプラスだろうと思つた。そういう今後方針ならば、新たな方針として私も同意いたします。

それからあざやほくろを取りますことは、これは美容師でできますか、できませんか。

○政府委員(楠本正康君) 全身美容についても同様なことが言えますが、高度に進歩いたします美容行為、それから医療行為との間にはきわめて区別がむづかしくなつて参ります。私どもは将来もう少し美容の実態が進歩いたしまして、この点ではつきり医療行為と美容行為とを分けなければならぬ段階になりますれば、当然そのときに十分検討をいたしまして、間違ひのないことを期したいと存じますが、さうしたことはあざやほくろを取るといふようなことは、これは医療行為の範疇に入るものではないか、かように考えております。そこで、美容といたしましては、その上におしるいを強くして塗るとか、あるいは外見上あざやほくろが目立たない程度にするまでは、これは美容の範疇であらう、かように考へております。

○山下義信君 フランスのバリへ行つて、バリの最近の美容術がどうなつておるかというのを見てないですからわかりませんが、日本の美容師の内義が並んでおることは、用語あるいは内容等についても私は少し古くさい陳腐なような感じがいたしますので、将来はやはり業態の進歩に伴うかういふ点も一つスマートな表示を考へる必要がある。

着つけはどうしますか。着つけは美容の中に入りますか、入りませんか。もし入らぬとすれば、美容師が着つけ料を取るといふことは、業務の範囲外になるし、また、そういうことは美容師でもだれでもできるんだということになりますれば、これはまた別の考え方でありまして、美容師の行います

大半とは申しませんが、相当これらの美容すると同時に着つけの仕事は、これらの美容師の仕事の相当部分を占めておる。これはどういふふうに扱いますか。

○政府委員(楠本正康君) 着つけは、これは美容師の一つの重要な部分でございまして、当然美容師の業務でございまして。ただし、これはもちろん業として行います場合でございまして、しろうとがちょつと頼まれて着つけをするというふうなことは、これは業でございしません。

○山下義信君 それでは美容の定義のところは、私はおおむねただいまの御答弁で了承いたします。

次は美容師の試験のことで、第四条関係で伺うのでありますが、私も実態をよく調査して伺つておるのじゃないので、ただ世間の風聞を耳にして、この際政府から御説明をむしろ聞きたいと思つたのですが、最近美容師の養成施設、すなわち美容学校が大へん数が増えて参りました。一体どのくらい美容学校というものが増加して、その生徒とかいうものがどのくらい収容されておるかということがよく私にはわからぬ、わからぬが、想像するに、洋裁学校や美容学校というものは最近非常に隆盛になつておまして、相当な数の生徒を収容いたしておるのじゃないかと私は思ふのです。思うと同時に、心配をいたすのは、こういうふうな法律をもつて美容師の資格というものをきめて試験制度を行う。しかも、養成施設で学ぶべきことを要求してありまして、実際は非常に粗末な美容学校が増加して、いたずらに受給資格をとるために多くの年少の子女を非常に集めて、要

するところ、入学金であるとか、あるいは月謝であるとか、受験料であるとかいうようなものの収入をはかつていく。端的に申しますと、いわゆる学校屋という学校経営者、学校もうけ主義というふうなものが増加する私ははなはだ遺憾にたえないと思うのです。内容の伴わぬ程度の低い美容学校などが乱設せられるというところは困る。同時に一方においては、既設の世間でも有名なと言われているような美容学校でも、意外に内容が粗雑であつても困る、また、その学校の先生というか、講師というものがどれだけ最近の技術なり、最新の美容学——美容学というものがあつたか知りませんが、教授科目等につきましても精通しておるかどうかというふうな点も疑わしい点があるのじゃないかと思ひます。むしろ美容学校の講師をべん試験してみることがある。技術もやらしてみても、どれだけ進歩した美容関係の學術にうちががあるかというふうなことを試験してみる必要があるくらいに、私は何となしにそういう感じがする。そういう点に対する当局の指導方針、現状、将来に対しての対策等については、どういうふうに考えているかということを一つ承つておきたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) ただいま御指摘の点は、私も実はまことに悩みの種となつておる点でございます。現在美容師の養成施設数は全国で百三十九を数えております。なお、生徒の数は倍増あるいは夜間課程、通信課程等を含めまして、年間卒業いたしました者は一万七千五百名程度が見込まれております。この百三十九校の内容につきましては、ただいま御指摘のようによ

まことに充実を欠いております。むしろ教育機関としてふさわしくないものでございまして。現に私どもはこれまでも取り消しを命じたようなものも二校ございまして。なお、私どももいたしましては、これらの内容の充実が極力意を用ひまして、しかも単に指導だけなり、見方によりますれば、むしろ行き過ぎと思はれる程度まで省令その他を整備いたしまして、たとえば教授科目、あるいは先生の資格、あるいは入学金、授業料、その他いろいろな同窓会費、いろいろな経費もすべて規制しておるというふうなことをいたして、極力この内容の充実をはかつて参つております。なかなか現実には思うにまかせず困つておるのが現状でございますが、しかし、私どももいたしましては、これらのものをできるだけ今後強力に指導いたしまして、あるいは監督をいたしまして、逐次間違ひのないものにもつて参りたい、かように考えておる次第でございます。なお、私どもは今までもどちらかと申しますと、私立のものが増えて営利主義になりまして教育を忘れておるというふうな現状もございまして、できれば、今後りっぱな公立の施設等を設けまして、自然に粗末な私立が成り立たぬような状況にもつていくことが一番望ましいと思ひますが、しかし、さしあたりは、私どもは組合立の学校、組合経営の学校を推進いたしておる次第で、組合でありますれば大勢の人が関与して参りますのみならず、その大勢の目が光つておりますので、私立に比すればはるかに合理的な運営もでき、また、組合でありますれば、その組合が正しい組合であり、営利主義にならずにりっぱな教育

ができるので、さしあたりは組合立を中心にして指導をいたしたいと考えております。

○榎原孝君 ただいまの問題について関連でございますが、その組合立と言われましますのは、この法律の十七条にありますか、あるいは環境衛生関係の運営に関するもの、その組合でやりになるのですか、その点はどちらの組合の意図で御発言があつたのですか。

○政府委員(楠本正康君) 法律の規定におきましては、美容師法におきましても組合を作ることになつております。あるいは環境衛生関係の法律においても当然組合があります。その組合の性質、その他は違ひますが、いずれにいたしまして、美容会がこれに關与しておる点については間違ひございません。私はどちらでも、この点は差しかえないと思つておりますが、ただ法律の規定から申しますと、養成の施設は環境衛生の法律の方で、その事業として組合が養成の施設をやることのできるようになつております。しかし、私どもはどちらでもけっこうだと存じております。

○山下義信君 法制局の部長が来たようでありまして、私はいま一つ聞きまして、あとは他の委員の質疑に應ずることになります。最近の美容師の試験を受けましますのはどのくらいの数に上つておりますか、また、その中で試験に合格する者はどの程度ありますか。

○政府委員(楠本正康君) 毎年卒業いたします生徒は、美容師におきましては、先ほど申し上げましたように一万七千五百名程度と見込まれておりま

す。これらはすべて知事の行います試験を通るわけでございますが、大体全国平均をいたしまして八〇％程度が合格をしておる。ただ府県の間に非常に合格率の低いところと高いところとございまして。平均いたしまして、大体五〇％程度が合格いたしております。

○山下義信君 約一万名近い者が年々美容師試験に合格して約五、六千名の者が年々新たな美容師の営業免許を受けておる。私はこれら一万名近い新たな美容師開業希望者が就出しておるといふ今日の状況、それが飽和状態にあるのか、まだまだ美容師の需要が相当程度あるのか、よく存じませんけれども、現在の美容師に關して美容師法が必要であるばかりでなく、将来美容師を志しておる多くのその希望者が、唯一の拘束を受ける美容師法のあり方というものは、やはり私は十分に検討しておかなくちゃならぬと思ひます。

いま一つ伺ひますが、通信教育の現状はどういうふうになつておりますか。つまり通信教育を受けておる者の数は、およそどのくらいおられますか。何でもこれは二カ年通信教育を受けて、そして二カ月は学校に行つて学校から教育を受ける。そして受験するといふことでありますが、通信教育といふものの効果と言ひますか、この通信教育を加へますときには、私も相当関心を持しまして、将来の運営については、いわゆる出版営利主義にならぬように、通信営業化しないように、果して通信教育といふものによつて期待し得るような、年数は学校の課程の倍かかるとしても、実際通信教育といふもので、果してこの種の技術を取得するような教育が行い得られるかどうかと

いうことについては、将来についても私は意見を述べておいたつもりでございますが、最近の通信教育の実情はどういうふうになつておりますか。この通信教育を認めた半面におきましては、ある一種の徒弟制度の温存の一つのこれは懸念にもなつておるのであります。これはまあ弊害の面であつて、ある意味におきましては、通信教育といふものにつきまして、寛容な態度で私どもも同意したのであります。この際、通信教育の効果とか現状とかいうようなものについて、その実績を承る機会じやないかと思ひます。私は多くは申しません。いろいろなことが耳に入つております。けれども、この席ではしばらく保留しておきますが、一応通信教育の現状についての実情をお聞きいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(楠本正康君) この通信教育の現在在籍者数は、美容師通信教育におきまして約一万二千名でございます。なお、従来この美容師におきましても、通信教育の希望者は漸増をいたしつつございまして。

なお、通信教育におきましては、この趣旨が、やはりたとえ一年間でも、なかなか学校に通つて資格をとるといふことが、家庭的な事情、地理的条件等で困難な方々もおられますので、かような方々に教育の機会均等あるいは社会政策的な見地から、この通信教育の制度を設けた次第でございます。通信教育におきまして、美容師のような技術的なものが、果していかどうかという点でございますが、外国におきましては、すでに技術教育も、広く通信教育において行われております。私は教育のこの技術的な点につきまして

〔理事山本經勝君退席、委員長着席〕
それから、一方、技術面につきましては、これは主として美容所において、補助的業務に従事しておる方々がその生徒でございますので、さような意味から、教育的な効果というよりも、むしろ先生も御指摘のように、補助的業務に従事しておるために技術がみがかれておるといふ關係でございます。

○山下義信君 十七条のことは私も伺いたいのでございますが、せつかく精原委員の御質疑中でありますので、あれが終りましてから……。

○柳原亨君 法制局の方がお見えでございますから、承わりたいのでございますが、美容師法案の第六条にあります「美容師でなければ、美容を業としてはならない。」ということと、環境衛生関係営業の運営の適正化に関

○衆議院法制局参事(鮫島眞男君) お
答えいたします。

この「容顏法条」にございます。第六条で「美容を業としてはならない。」とございますこの「業」は、この美容を業とると言ひますのは、この「業」とするというのは、同じ行為を繰り返して反復することをまあ「業」とするといふふうに使つておるのでございまして、ここで、その美容の行為を反復繰り返してやつてはならないといふのがこの第六条の意味でございます。

それからもう一つの方の、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案にございます「美容業」は、そういう、今申し上げましたようなことではないのでございまして、これは、ここにもこのカッコの中で定義を与えてありますように、この美容所を開設することを美容業と言ふのだと申し

師法の第六条の美容業というのは、環境衛生の第二条のような意味じゃない

の規定しておられぬのですか。片一方の方で、解釈が違ふのだ。解釈が間違ふとならぬから、第二条の三号では、美容業としてカウコじて、「美容所を開設することを使う」のだ、こういうお話であるならば、第六条では、それじゃ美容を反復して行ふことだと、このでは、こでいう美容業と、第二条の美容業と違ふのだということを、第六条においてもはつきりしなければ、これはわからぬじゃございせんか。これは、美容を業としてはならないと、こう言へば、第六条の美容業も業としてはならないとこうなると思うのであります、その点はいかがでございますか。

環境衛生に關するこの美容業は、この中に含まないという規定をこの六条

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) この美容師法案におきましては、この美容業というよりも、この「業」とするという点にまあ重きを置いて規定しておるのであります、この「業」とするというのは、いろいろな法律があるわけでございますが、それは先ほども申し上げましたように、同じ行為を反覆繰り返してやるということを「業」とするといふふうに、大体法律上の概念が一定しておりますので、ここでもその美容業を営むとか何とかという言葉ではないのであります、その美容と第二条に定義してございます美容

という行為を業とする、繰り返し反復してはならないという意味合いでございまして、この美容業をどうするということのようなことではないので、その「業」とする、繰り返し反復してはならないというところが、この美容師法案の第六条の規定の趣旨でございしますので、今神原委員のおっしゃいましたような表現を用いませんでも、美容を業とすると言いますと、繰り反してはならないという意味でございまして、今おっしゃいましたような、それから環境衛生法の方で便宜美容業という言葉を使つて、ただそれが誤解を生ずるといけないから、ここで「美容所を開設することをいう。」とはつきり書いたのでございまして、神原委員のおっしゃいますようなふうにしたさなくとも、これで意味はわかるのじゃないか、こういうのでございます。

○神原寧君　そういたしますと、美

客師が美容所に雇われて美容を業として
いる場合は、その美容師は美容業を
やっておらぬということと解釈してよ
ろしゅうございますか。

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) 環
境衛生関係法におきます美容業は
やっておらないのでございます。

○榊原亨君 そういたしますという
と、美容師というのは、美容はやらな
いで、美容を業としておるということ
ですね。

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) そ
の通りでございます。美容を業とする、
結局美容行為を反復繰り返して行い
美容を業としておられます。

○榊原亨君 これは非常に重大なこと
でありまして、今後美容だけでありま
せん。たとえば医師は、医療を業とし
て、反復して同じ行為をする、これは
みな同じ言葉が使ってあります。そ
うすると、みなそれは、業としては

たとは医療というものはやっています
のだ、医療というものは、医療を開設
し、医療機関を開設した者だけを業と
いうのだ、医師をやることはこれは医
業じゃないのだ、こういうのです、
あなたの御解釈は。そこに一々注釈を
つけていかなければならぬ。これはあ
なたそんな意味じゃないのです。第二
条をばんやりお書きになつて——ちよ
つと間違つてお書きになつたのじゃな
いかと私は思うのですが、そういう率
強村会などで法律を全部解釈してく
るとえらいことが起つてくると私は思
うのです。これは間違つておるなら、
間違つておるでよろしゅうございま
す。たとえば、これは第二条の第三号
は、美容所業とか美容開設者というも
のをお書きになりさすれば話はすぐ

済んでしまふのじゃないか、ここに美
容業と書かれたものだから、この問題
で長い時間やりとりしなければならぬ
ので、このところ、美容所を開設
することを業とするものと書かれ
れば、これははっきり第二条は割り切
てしまえるのじゃないかと思うので
すが、どうですか。無理にどうしても
これをどういふふうに、美容業とい
うものに二種類あつて、一つは開設者
で、一つは美容を業とするものだけ
あつて、美容業じゃないのだというお
話をしていると、世の中の人にはわ
らなくなる、私でさえわからぬ、ど
うですか、あなたのお間違ひならお間違
ひだとはつきり言われる方が私はい
いと思ひ、どうですか。

○衆議院法制局参事(飯島眞男君) お
答へいたします。環境衛生関係の法律
案におきましては、第二条の各号に
いろいろな営業の名前を列挙してござ
います。それでは各号との関係で、
そういう関係でござる美容業といふ
うな言葉を使つたのでございまして、
ただそれはその美容業といふのは、
美容師法との関係で疑問が起ります
ので、ここに特にこの定義をはつきり
させたというのでございまして、それ
は今ここで無理なお答をされているつ
もりではないのでございまして。それ
が現行法といつたしましては、この地方
税法の七十二条に事業税の規定がある
のでございまして、この七十二条の第
五項の第十八号に、美容業という営業
があるののでございまして。ここで理
容業といふのは、これは結局事業税で
ございまして、開設者を意味するわけ
でございますが、まあ単純にそういう理
容業といふ言葉を地方税法では使つて

おるのでございますけれども、私の方
では、直ちにそれをそのまゝの言葉を
持つてきますと、美容師法案でいま
する美容を業とするというのととの関係
が非常にあいまいになりますので、
言葉としては美容業という言葉を使
いますが、そのかわりに、この意味
合ひをはつきりいたしまして、それは
美容所を開設することなんだというこ
とをむしろ意識いたしましてはつきり
いたしたつもりでございまして。

○榊原亨君 もう一度、私提案者によ
る十七条について承つておかなさ
うと、美容会と申しますが、美容師
会——まあ会は何でもいいのであり
ますが、この十七条で組織されますと
この会と申しますものの中には、その
会の会員といたしましては、美容師
と、美容所を開設する者、二通り含
まれておる。そして、その会では、
やはり美容師の養成機関を設立して
行くことができる。環境衛生の方に
おきましては、美容所を開設する者
だけが組合を組織いたしまして、その
組合でできまして組合におきても
養成機関を設立することができ、こ
ういふ御見解でございまして、それ
よろしゅうございまして。

○衆議院議員(野澤清人君) その通り
だと信じております。

○山下義信君 私は、この十七条を
特に今回お入れになりましたのは、美
容師のある美容所開設者の希望も
あつて、業界の諸君が、自分たちの団体
でこういう仕事のできるように強い要
望があつて、おそれくその希望に沿
うようにこの条項をお入れになつたん
だらうと思ひますが、間違つて

おれば御指摘を願ひたいのであります
が、ところで、環境衛生関係の営業
法とこの十七条が関連を持つてきま
すので、前回御質疑があつたようであ
ります。速記録を拝見いたしますと、
衆議院側の御意見も少し不明確であ
りまして、野澤委員の御意見では、美
容師と美容所の開設者が一緒になつて団
体を作るがよいと、こういう御意見の
ようでもありまして、また、龜山委員の
御意見は、むしろ美容師は除いて、美
容所の開設者だけにして、そうして環
境衛生関係の営業法と同じような形に
して、中の仕事の仕方を少し変えたら
というふうな御意見のようにも速記録
というふうな御意見であります。どこ
か一つわれわれ衆議院側とも意思統一
をいたしまして、第十七条と環境衛生
営業法との関係を調節していかなさ
うならぬと思ひます。それで、どうい
う御意見でありますか、衆議院側の方
の御意見は承つて検討させていただきます
が、その前に、今の榊原委員の、営業
者あるいは美容といふような似たような
字句で御質疑があつたのであります
が、この第十七条を拝見しますと——
私は批評はいたしません。失礼であ
りますから、批評はいたしません。少
し条文の書き方が荒つ過ぎるんじや
ないかとまあ思ひます。また、お考
え方といたしましては、美容所の開設
者と美容師とを一緒にして団体を作
らうと、いい面もありまして、また、
一緒にするといふことはどういふ意
義を持つのか、判然といたしなかつた
点もある。たとえば、第十七条のおし
まの辺になりますといふと、会員の指
導をするといふ。会員の指導をいたし

ますといふ、会員の中には開設者と
有資格者の技術者の美容師と、ど
ちがどちを一体指導するのか、開設
者の方が美容師を指導するのか、美容
師が営業本位の開設者に営業のあり
方を指導するのか、営業本位の開設
者が技術者を指導するのをおかし
うございまして、技術者の方が営業方法を
指導するのをおかしいのであります
し、この美容師と開設者を一緒にした
団体の仕事をここに列記されてある
のであります。仕事のあり方等につ
きまして、団体がする仕事の種類に
つきまして、これらの二者を一緒にし
まして行わせる仕事のあり方という
ものにつきましては、私は第十七条に
含まれておる内容というものがきつ
て不明確であるといふ気がする。一
応衆議院側の御意見を聞かなさ
うな、そうして一休会を組織する
といひまして、どうして組織する
のか、どこに組織させるのか、どの地
域にどうさせるのかといふような
こと、細則はどこで定めるのか、法律
以外には規定がないのであつて、ま
さに組織されて、また、何人集ま
れば団体を認めるのか、三人でも
その会にすぐこの法律でそういう
仕事を許すのか、こまかいことは
省令に委任するといふ委任事項も
ありませんし、実際の運用にお
いても困るのじゃないかと
いふ気がする。とりあへず——批評
してもいけません。衆議院側の御
意見も一つ聞きまして、私もまた同
じなやうな意見が、むしろ私は、環
境衛生関係の営業法の方であらう
御規定がありましたら、ここでは美容
所の開設者、すなわちこれは営業者
を規定する法律じゃない。美容師に

の法律なんだ。美容師を中心として美容師の資格その他のあり方を規定する法律なんだ。何もここに美容所の営業者をこの法律によってカバーしていかなくちゃならぬ必要はない。環境衛生営業法の方で営業者を規制なさり、営業者のあり方をいろいろにそれを施策を施していかれるということになりますれば、ここは美容師に關するだけのこと、を御規定にないばいい。せっかく団体の一つの仕事を認めてやろうという親切でありますならば、美容師の団体にだけ、美容師同士の技術の向上であるとか何とかという実際に美容師としてのお互いの向上進歩をはかる、そういうことをお認めになるということの方が適切であつて、ここに営業者を、しかも、こういうことをやらせるということになれば、開設者の資格というものもある程度は考えておかなくやならぬ。だれにでも開設をさせるのか、この法律は。美容所の開設はこういうものではない、開設はできないという資格要件はない。だれでも美容所の開設は届出さえすればいい。そういうものと、一定の資格要件を必要とする美容師というよりなものとを一緒にして団体を作るということは、これは利害關係が必ずしも衝突するとは言いません。一致する場合もありますが、私は、少し考え方を整理されました、第十七条の、せっかくそういう美容師の団体の希望などをお入れになる、また、その美容師などが技術を中心として切磋琢磨、改善進歩をはかうとするならば、そういう考え方をしほって整理した方が適切じゃないかと思うのです。つい意見を私は申しましたのです。が、衆議院の側の御意見、御提案者の

御意見をます伺いたいと思います。

○衆議院議員(野澤清人君) 非常に適切な御意見でありまして、実はずさんと言えませんが、この美容師法の審議過程におきまして、現在の環境衛生の適正化の法律と両立したまま提案される情勢にあればこういうこともなかったのですが、最初、昨年美容師法が提案されました際、一番問題になりましたのは、美容師会を組織しても、美容所を開設しております資本主が、この美容師法の十三条ですが、あるいは十一、二条の規定にもかかわらず、美容師を雇っておいてなかなか施設の改善等ができない、こういうことから、これは行政上の取締りの面からも、実際の会の運営の面からも、業者の方からかなり強く指摘されました、薬剤師だけ頼んでも資本主がなかなか言うことを聞かなくて、冷暗所を作らないとか、あるいはこれらの設備を持たぬのと同じように、せつかく美容所を開設しても、消毒施設等について馬耳東風というようなこともある、そのために会の運営が非常に困難だと、こういうことで、実はこれは社会党の長谷川保君から非常に強い要望がありまして、この際、今までの現行法の、この美容師美容師法にありますように、特に美容師だけで会を組織したのでは、技術の向上ははかられても、施設の改善等について手抜かりがあるんじゃないか、こういうことからあわせて研究したらどうかというので、法制局等にもお願いしまして、これをあわせて審議しました。その結果、非常にいい文章ができたというので、われわれ安心をしております。今

先生から指摘されました。適正化の法律と対比してきますというところ、なるほどその通りのお考え方も当然起きているんじゃないかと感じまして、これは決して衆議院側としてはそれを固執して、何でもかんでも開設者まで美容師と同格に扱って会を組織しなければならぬという考えを強く持っているわけではございませんが、環境法それ自体というものがあとから生まれ出まして、実際の提案をした情勢から見ればこれは美容師の方の発議が早くて、また、その後環境法ができてきました。が、二つとも幾多法律が変遷を経ておりますので、亀山君の開設者を除いてよろしいという意見と、私の両方一緒にすべきだという食い違いがあつたさうであります。いずれもそうしたいきざつから派生してきた条文でありますので、より以上賢明な各位におかれて御検討されることが必要だと思いますので、これは虚心坦懐に、衆議院側としては、ただ開設者の資本主と技術者の関係をとつかでつかまえないければいかぬだろうという強い要請があつたためにそうした条文が生まれたわけでございます。経過だけを申し上げて、あとは皆様の御良識によつて、御成立を促進願えれば仕合せだと思ひます。

○山下義信君 率直にお話がありましたのであります。結局今お話のありましたように、開設者、すなわち営業者は環境法の方にあるのですから重複する必要はない。これはもう理の当然、きわめて簡明明白なんです。する仕事は同じことがあちらにもあり、こちらにもあつた一つも差はつきやない。たとえば美容師の養成

施設、今お話がありました、たとえばそういうようなものは業者が勝手にそういう施設を開設してもよろしいし、美容師の団体が作つてもよろしいし、そういうものは、仕事の内容に三つ、三つ重複があつたてかまいません、さんが、業者が団体を作つてなし得ることが、両方の法律に重複しているといふことは、これはもう妥当でないといふことはきわめて簡單明白なわけですが、私はさう思うのですが、政府の見解はどうですか、こういうことに對する政府の見解は。

○政府委員(楠本正康君)　ただいま提案者の野澤先生からお話があつた通りでございます、現在すでに環境衛生に關する營業の法律が審議に上りまして、これで營業關係は營業關係として統一した組合ができる以上、美容師におきまする団体は、あくまでもこれは技術者本位、免許を持つてゐる技術者が、お互いに技術の向上その他をはかりましたための団体であるといふふうに考へるべきものだ、かように考へておきます。

○委員長(千葉信君)　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(千葉信君)　速記を起して。他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(千葉信君)　御異議ないと認めます。

速記をとめて。

午後零時十八分速記中止

午後零時三十四分速記開始

○委員長(千葉信君) 速記を始めて下さい。

暫時休憩いたします。

午後零時三十五分休憩

午後二時四十九分開会

○委員長(千葉信君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

委員の異動を報告いたします。五月七日付をもって、大河原二次君が辞任し、その補欠として、木下友敬君が選任されました。

○委員長(千葉信君) 美容師法案を議題といたします。

この際お諮りいたします。高野委員より、委員長の手元に修正案が提出されておりますので、本修正案を議題といたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それでは、高野委員より修正案の趣旨説明を願います。

○高野一夫君 各会派共同の修正案を提出いたしました次第でございますが、修正案の正文につきましては、美容師法案に対する修正案の全文について御参照を願いたいと思います。そこで修正案の要点について簡単に説明を申し上げます。

まず第一点は、無免許営業を行なつた者または違反行為による免許の取り消し処分を受けた者には免許を与へないことができることとした点であります。現行法及び原案にはこの規定を欠いておりますために、被処分者が再び免許の申請をしてきた場合に拒否できるかどうかについて疑義を生じ、免許の

取り消し処分が事実上骨抜きとなるおそれがあると考えたからであります。

第二点は、美容師の本法違反行為に對しては、すべて第一次的には業務の停止をもつて、第二次的には免許の取り消しをもつて臨むこととした点であります。原案においては、本法違反行為をなし、その他不適当な美容師に對する行政処分として次の三種があります。その一つは五千円以下の罰金刑を課し、刑が確定してから免許を取り消すもの、二つには業務の停止を行ふもの、三つには免許の取り消しまたは業務の停止を行ふもの、これらの措置の分配方法について、若干権衡上の疑問があり、法規制の実効性を確保するために整備の必要があると考えたからであります。

第三点は、疾病または本法違反行為により、免許の取り消し処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、または改換の情が明らかとなるときは再免許を与えることができることとした点であります。現行法及び原案にはこの規定を欠いてゐるために、付則二項による免許を受けたとみなされる旧資格者は、一たん免許を取り消されると、事実上免許を再取得する道がないからであります。

第四点には、美容師の本法違反行為に對する罰則を整備し、第二点の行政処分との重複を避けるとともに、結核予防法等関係法令との調整をはかつたのであります。結核予防法による美容師に對する従業禁止命令に違反したときは一万円以下の罰金であります。が、原案では五千円以下の罰金となつてゐるのは不都合である、また、法規制の実効性を第二で行政処分によつて

補正することとしたので、罰則は整備すべきものであると考えたからであります。

第五点は、美容師または美容所の開設者の会を美容師の会とし、環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案との調整をはかつた点であります。原案にある会は、環境衛生法の同業組合とその目的、性格が重複する部分があつて、両者の関係は明らかでない、混乱を生ずるおそれがあると考えたからであります。

第六点は、改正後の理容師法についても、上述第一から第五と同じ趣旨の手入れを行なつた点であります。

第七点には、その他所要の字句の整理及び経過規定を設けたのでござい

以上、要点だけ簡単に説明を申し上げました。

○委員長(千葉信吾) それでは、ただいまの修正案に對し、質疑のおありの方は順次御質問を願ひます。――別に御発言もなければ、修正案に對する質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。それでは、これより美容師法案について採決に入ります。

まず、高野委員提出の修正案を問題に供します。高野君提出の修正案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信吾) 全会一致でございます。よつて、高野君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信吾) 全会一致でございます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。それから報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

谷口弥三郎	榊原 亨
小西 英雄	高野 一夫
山下 義信	山本 經勝
片岡 文重	藤田藤太郎
木下 友敏	

○委員長(千葉信吾) この際、お諮りいたします。本委員会に付託されております諸願につきましても、他の法律案の日程との関係もありますので、審査の都合上、諸願に關する小委員会を

設けることにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。小委員会の人數及び人選等は委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。それでは小委員の數は六名とし、小委員の指名はあとからすることにいたします。ただいま決定いたしました諸願に關する小委員会に對し、本委員会に付託の諸願を審査せしめることにいたします。ただいま決定いたしました。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。よつて、本委員会に付託の諸願は、諸願に關する小委員会において審査せしめることに決定いたしました。

○委員長(千葉信吾) この際、参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。環境衛生関係営業の運営の適正化に關する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。なお、期日は五月十日とし、参考人の人選、手続、その他につきましては、委員長及び理事に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信吾) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信吾) それでは、次に引揚者給付金等支給法案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。暫時休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後三時八分開会

○委員長(千葉信吾) 休憩前に引き続きいて會議を開きます。

○小西英雄君 ただいま議題となりました引揚者給付金等支給法案につきまして、私の考えをいたしましては、非常に一言に申し上げますならば、全国多數の引揚者が多年の要望であつたこの一部を、この在外財産補償の問題とこれは別の意味だと私はこの提案理由から思ふのでありますが、引揚者の給付金支給法の実施ができることによりまして、一段の処置が講ぜられることであるということについては、私として非常に喜ばしいことであります。が、この問題をいろいろここで論議いたしますならば相当な時間も要する、すでに衆議院におきましては、政府原案を一部修正の上、全会一致をもつて議決しておりますので、参議院におきましては、この法案は、国会会期が非常に少いのでありますので、私自身としては至急に結論を出していただきたいと考えておるのであります。従いまして、全国引揚者の多くの者からこの問題の議決を要望してくる陳情も相当参つておるので、多くの点について疑問を有することも多々ございしますが、重要な点につきまして、二、三政府の所信をお伺ひたいと存じますので、第一に、政府は引揚者の給付金を支

給する意図はどこにあつたか、また、この給付金自身は在外財産問題審議会という審議いたした問題の重点であつた私有財産の絶対権については何ら認められることもない、また、政府自身が審議会という審議をかわした際に、憲法上、法律上の補償の義務は現段階においてないというのをしるばし言明した閣議の政府側の意図ばかりによつて、これは結局のところ、財外財産の補償という意味が一つも含まれていない。そういう点から見ますならば、われわれは私有権の絶対という国際法規範に見るところの問題がじゅうりんされておるような感じもいたしますので、この際、この意図が政府側において簡単明瞭にわれわれにまず第一段にここで明らかにしていただきたいのであります。

○國務大臣(神田博君) ただいま小西委員のお尋ねでございますが、引揚者に対しまして、その外地に残された私有財産の補償をどうしてしないのか、あるいはこの給付法案が一体どういう性格を持つてゐるか、こういうふうなお尋ねのように承つたのでござい

ます。第一の在外私有財産の補償をなぜ政府がしないかということにつきましては、今小西委員もお述べになりましたように、この問題の審議会におきましては、これはまあ幾多論議のありましたことは御承知の通りでございます。憲法上、法律上政府といたしましては、その補償の責任はない、こういうふうな解釈をとつております。

そこで、なぜこの支給法案を提案したかといふと、提案の趣旨にも述べてありますように、

海外に多年おられまして、そして生活の基盤を持つておられた方々が戦争終結によつてその全基盤を失つてしまつた、そういう全基盤を失つて引き揚げてこられたその状態を政府といたしましては何かの処置をすべきものである、そこで、それらの点を考慮いたしまして、ただいま成案をして御審議を願つておる法案をもつてこの処置をいたしたい、こういうことで法案の審議を願つておる、こういう趣旨であると存じております。

○小西英雄君 神田厚生大臣にもう一つお尋ねしたいことは、そうするとこれは在外財産の補償でないということをはつきりしていいわけですね。

○國務大臣(神田博君) この法案の建前は、そういうふうにお考えになつていただくと思ひます。

○小西英雄君 これは法制局にちよつとお尋ねしたいのですが、だれか……

○委員長(千鶴信君) 小西君にお答えいたします。何しろ先ほど急な御要求でございまして、御連絡申し上げましたところ、いずれも予算委員会に出席のため、大蔵大臣もそれから法制局長官もその委員会の審議の状況によつてこちらの方へ終りましたあとで出席すると、こういう連絡でござい

ました。○小西英雄君 そうすると、国家補償の在外財産の補償でないということが明らかにになりましたので、私たちは海外に行つておりました一員といたしまして、多くは國家の要請において行つた者が多い。あるいは悪い人の口を借りて言いますならば、一旗組もおつた

というふうに行われまして、実際には何百万の人は、國家の要請において行つた者が、われわれ調査したところではほとんど九五%以上である。大抵の者がいろいろの産業の戦士として、あるいは開拓団員として行つた者が多かつたことを見まして、かような引揚者に対する、おそまきではあつたが、今回のような処置がとられたことであるが私たちが解しておりますが、私たちがここで大蔵省あるいは外務省等に対しましていろいろお尋ねしたい点がたくさんございまして、その問題は最後の総論の質疑をいたす際まで控えてまして、厚生大臣に、これを引揚者の立場から私はさらに質疑を続けたいと思ひます。

まず、これは実施に當つての關係であります。第一に、引揚者給付金の支給の業務の一部を引揚者の団体に委嘱してはどうかということでありまして、昨年厚生省令をもつて実施いたしました引揚者の在外事業調査の業務の一部を引揚者の団体に委嘱いたしました結果、きわめて短期間のうちに所期の目的を達することができ、しかも引揚者の団体の組織の力によつて、よく法の趣旨徹底をはかることができたからであります。不正の防止の実績をあげることができたのでありまして、昨年のこの体験をさらに活用したならば、今回の法実施に當つて、より以上に好成績をおさめられるのではないかと私は考えております。

そこで、次のような業務の一部を引揚者団体に委嘱する御意思があるかどうかといふことをお尋ねしたいと存じます。第一番に、全連の、この引揚者団体に對して全體的統一した宣

伝、啓蒙を昨年もやりましたが、この調査の際にこういうことをやるのだということをボスター等において各府県段階において、いろいろ連絡をいたしたようなことがありましたことについてどうか、もう一つは、これらに対する、請求の手續の補佐、請求の適正化、認定資料の収集、宣伝、啓蒙、これらの問題も、われわれ長い間の結合団体である引揚者の団体で手もすいておるのだから、何とか政府の方の意図によつたことができるのではないかと。もう一つは、地域団体として朝鮮引揚者、樺太、台湾、滿蒙等いろいろの団体があります。これらについても、歸つてきた人の状態も非常によくわかつておるので、不正の請求についても、そういうことを利用すれば特にはつきりするのじやないか、こういうことでもあります。まあ、こういうことについて、厚生省が何か次官通牒が何かで都道府県に通知して、こういうことができればという考えを持つておられますが、これについて一つ御意見を承りたい。

○政府委員(田邊繁雄君) お答えいたします。この法律が成立した際におきまして、実施の段階になりましたといたしまして、何分にも膨大な件数でございまして、相当困難な作業になると思ひます。一番大事なことは認定でござい

ます。認定は都道府県知事に認定を一任する考えでございまして、認定を從つて、各府県認定がばらばらになつて、全国的に統一した認定がなされるようなことがあつてはなりません。で、全国的に、画一的にそこは統制をとつていかなきゃならぬと思つてござい

ます。そこで、お尋ねの、法の施行の一部を引揚者団体に委嘱してはどうかといふことでは、法の施行は、啓蒙を昨年もやりましたが、この調査の際にこういうことをやるのだということをボスター等において各府県段階において、いろいろ連絡をいたしたようなことがありましたことについてどうか、もう一つは、これらに対する、請求の手續の補佐、請求の適正化、認定資料の収集、宣伝、啓蒙、これらの問題も、われわれ長い間の結合団体である引揚者の団体で手もすいておるのだから、何とか政府の方の意図によつたことができるのではないかと。もう一つは、地域団体として朝鮮引揚者、樺太、台湾、滿蒙等いろいろの団体があります。これらについても、歸つてきた人の状態も非常によくわかつておるので、不正の請求についても、そういうことを利用すれば特にはつきりするのじやないか、こういうことでもあります。まあ、こういうことについて、厚生省が何か次官通牒が何かで都道府県に通知して、こういうことができればという考えを持つておられますが、これについて一つ御意見を承りたい。

○政府委員(田邊繁雄君) お答えいたします。この法律が成立した際におきまして、実施の段階になりましたといたしまして、何分にも膨大な件数でございまして、相当困難な作業になると思ひます。一番大事なことは認定でござい

ます。認定は都道府県知事に認定を一任する考えでございまして、認定を從つて、各府県認定がばらばらになつて、全国的に統一した認定がなされるようなことがあつてはなりません。で、全国的に、画一的にそこは統制をとつていかなきゃならぬと思つてござい

ます。そこで、お尋ねの、法の施行の一部を引揚者団体に委嘱してはどうかといふことでは、法の施行は、啓蒙を昨年もやりましたが、この調査の際にこういうことをやるのだということをボスター等において各府県段階において、いろいろ連絡をいたしたようなことがありましたことについてどうか、もう一つは、これらに対する、請求の手續の補佐、請求の適正化、認定資料の収集、宣伝、啓蒙、これらの問題も、われわれ長い間の結合団体である引揚者の団体で手もすいておるのだから、何とか政府の方の意図によつたことができるのではないかと。もう一つは、地域団体として朝鮮引揚者、樺太、台湾、滿蒙等いろいろの団体があります。これらについても、歸つてきた人の状態も非常によくわかつておるので、不正の請求についても、そういうことを利用すれば特にはつきりするのじやないか、こういうことでもあります。まあ、こういうことについて、厚生省が何か次官通牒が何かで都道府県に通知して、こういうことができればという考えを持つておられますが、これについて一つ御意見を承りたい。

○政府委員(田邊繁雄君) お答えいたします。この法律が成立した際におきまして、実施の段階になりましたといたしまして、何分にも膨大な件数でございまして、相当困難な作業になると思ひます。一番大事なことは認定でござい

ます。認定は都道府県知事に認定を一任する考えでございまして、認定を從つて、各府県認定がばらばらになつて、全国的に統一した認定がなされるようなことがあつてはなりません。で、全国的に、画一的にそこは統制をとつていかなきゃならぬと思つてござい

行はどこまでも國及び都道府県、市町村の系統において実施することであり、この責任は國の責任において行ふべきものと考へております。ただいま御指摘の周知徹底といふこと、あるいは請求手續の補佐といふこと、あるは、これは団体として当然なすることである、これは別に委嘱することといたしまして、國が別に委嘱することといたしまして、當然団体本来の御活動としてなされておるべきことではないかと考へております。数ある引揚者の中には、引揚者であることの証明についていろいろ困難を感じる向きがあるかもしれせん。従つて、好資料保有者の何と言ひますか、発見といふ点についてもいろいろ困難を感じる点があるかと存じますので、さうな場合にございましては、引揚者団体等におきまして好資料をこあつせ

んいただくといふような場合もあろうかと思つております。そういう意味におきまして、御協力をいただくということとはまたにけつこうであると思へておりますが、法の施行の事務の一部を引揚者団体に委嘱するといふことは考へておらないのであります。

○小西英雄君 田邊局長ちよつと曲解しておられる。法のあれをさしてくれといふのではないので、昨年のあの実地調査の際にボスターを張るとか、いろいろの宣伝その他の業務を一部委嘱したような關係があつたかどうか、そういうやないですか。

○政府委員(田邊繁雄君) 昨年はこの調査の仕事は都道府県知事に実施せしめたのでございまして、都道府県知事におきましては、引揚者団体等の実情をよく見た上で組織等の整備しているところにおきましては、引揚者団体とも

調査の仕事は都道府県知事に実施せしめたのでございまして、都道府県知事におきましては、引揚者団体等の実情をよく見た上で組織等の整備しているところにおきましては、引揚者団体とも

調査の仕事は都道府県知事に実施せしめたのでございまして、都道府県知事におきましては、引揚者団体等の実情をよく見た上で組織等の整備しているところにおきましては、引揚者団体とも

話し合いました。業務の全部または一部を各府県ごとに委嘱をしたという事実はあつたのでございます。今度の場合は法の施行でございまして、その中で、一件々々権利者から申請書を取りましてそれを審査して認定をする、こういう事務でございまして、その事務的なことを引揚者団体に委嘱するということは考えておらないのでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、法の趣旨を普及徹底するといふよりなことはこれは当然必要なことでございまして、国の方でも都道府県、市町村系統を通じて行いますけれども、引揚者のための引揚者の団体でございまして、引揚者のためにこの法の趣旨等を十分周知徹底せしめ、これを十分承知しない向きにおきましては、適切な御指導を願うということにつきましては、まことに適切なことだと考えております。

○小西英雄君 わかりました。昨年はそうすると、県庁が単位でそうした団体にいろいろな啓蒙その他宣伝等は委嘱したのです。それについてちよつともう一点……

○政府委員(田邊繁雄君) さようでございます。都道府県単位ごとに行なつたのでございます。

○小西英雄君 第二に、今度いよいよ実施に向つていただくわけでありまして、公債担保融資のワークをもう少し私たちが拡大してもらいたいのであります。最近多くの引揚者の中に、老人や生活困難者が公債の償還期限を一つ短かくしてほしい。現在の十年をせめて七年か五年にしてほしいといふことが非常に痛烈に運動して参つておるのでございますが、これは一つ大蔵省の

問題ですが、何とかならんのですか。

○国務大臣(神田博君) ただいまの小西委員の御要望は、よく私も耳にいたしておりました。この法案を審議の際におきまして、大蔵当局とはよく連絡をとりまして、まあ御承知のように、五年間に約百億でございまして、五分の一の貸し出しを最低限一つ約束しよう、それからそれをもつて、引揚者の実情いかんによつては、できるだけ多く上回るような処置を講ずる。とりあえず最低限度として一年二十億、五年間百億と、こういうようなことを約束しておるんでございまして、今お尋ねのような気持と申しまして、今お考え方を待つて大蔵当局と話し合いがついておりますので、御了解を願ひたいと思ひます。

○小西英雄君 神田厚生大臣の今の答弁の百億というのは、当時折衝中に公債を担保として五カ年に百億を貸そうといふものではなかつた、公債がなくとも更生資金としてあるいは自分たち引揚者に対する特別措置として、百億のうち二十億円ずつ貸そうといふことに私たちは記憶いたしておりました。今の大蔵の答弁は、この公債担保について五分の一の百億を貸すといふこととだいたいが違ひますが、その点もう一ぺんお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) 少し言葉が足りなかつたと思ひますが、公債担保であるいは一時的な無担保貸付もより以上してもらつて、最低一応二十億といふめどをつけようと、需要があればなお考えようと、こういう話し合ひでございまして、まあとりあえずさういふふうに一つのワークをつけたといふように

お考え願ひたいと思ひます。

ただ御参考までですが、引揚者団体からはできるだけ公債のワークといふことになつてくれんかといふ要望があつたように聞いております。

○小西英雄君 わかりました。それと関連して一つ、引揚者の方の要望といふことは、国民金融公庫だけではなかつた、もう少し農林中金とかあるいは開銀とかといふことに對して、あるいは開銀とかといふ借り受けたといふ希望を相当持つておるのであります。私たちがこの際一つ、厚生大臣が非常に熱心に引揚者のために御努力下さつておるということ、よくわかれますが、団体行為として引揚者が国有財産などを一般に払い下げる際に、この公債によつて取つてもらふかといふ要望が強いのですが、それを一つ何とかするような方法はないものでしょうか。

○国務大臣(神田博君) 引揚者の更生の問題につきましても、いろいろの方法がなお考えられると思ひます。今お述べになられたようなことも、あるいは出てくることも予想されないわけではございませんが、そういう場合にやはりケース・バイ・ケースとして、その具体的な内容によりまして大蔵当局の一つよく連絡をとりまして、できるだけすみやかに、引揚者が生業を十分生々発展していただくことを厚生省といつたしましては努力いたしてみたい、こういうふうに考えております。

○小西英雄君 この給付金と関連いたしました、いろいろ審議会の意思を相当尊重下さつたことはわれわれ非常に多とするところでございしますが、もう

一つ抜けておりますことは、住宅の問題について、特別ワークで相当量を五カ年に建てるというよりいろいろなお話でございしましたが、あまり衆議院の方の会議録に載つておりませんが、厚生大臣は、現在とも変らぬ御意思であるのかどうか、一つその構想をお述べ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(神田博君) 当時の大蔵省のお約束と申しましょるか、この給付金等支給法案の決定の要綱の中に、五カ年間に引揚者のために二万戸の小住宅を建てる。この年度割については、今年度一千戸でございまして、残りの一万九千戸を来年度以降四カ年でこれを建てる、こういうふうに話し合ひがついております。

四カ年の年度割をそれじゃ一体どういふふうにするかといふことについては、三十三年度の予算編成までに、それをばつぱり一つ年度割をきめよう、こういうような打ち合せになつております。

○小西英雄君 今年度はその五カ年間の二十分の一といふことは、発足に當つて非常にりやうりやうたる住宅でございまして、神田厚生大臣のようにならば別ですが、来年またかわるようなことが断じてない(笑聲)といふことを、一つここで、この際、御返答を伺ひたいのですが。

○国務大臣(神田博君) これはまあこのしの一千戸というのは、御承知のように、予算をもう編成してしまつたあとでこの方の問題がきまつたものでございまして、この方がもし先でありましたら、一千戸といふよりな、そ

るのを非常に一千戸といふことは少ないのでございまして、これは御納得をしていただくのに、はなはだ私も恐縮しておるわけでありまして、残りの一万九千戸をあとの四カ年で建てるということは、これは両省のはつきりした約束でもあり、しかも、これは閣議の決定事項でございまして、私はこの閣議の決定といふものは、当該大臣の進退等によつては、これは変わるというよりなことは、私は政府の政治的段階から言つてもこれはあり得ないのじゃないか、こういうふうに考えておりました、その点は御心配ないと思つております。

○小西英雄君 うまく答弁をやるので、われわれ非常に安心いたしました。閣議決定も今日は非常に感服があるところで、引揚者の問題につきましては、昭和二十一年に時の内閣で石橋大蔵大臣が、引揚者には閣議決定として一世帯二万五千円、そういうものを支給するといふことをきめたのであります。そのときはマッカーサーの命令下であつて実施できなかった。十三年も十二年も引つぱられて、当時の金の概算にいたしますならば、一世帯三十七万円のところが、世帯割にいたしますならば、五万円以下といふところで、これが落ちついたものでありまして、必ずしも前の閣議決定の線が決定的に法律みたいなふうになつては信用できませんが、今の神田厚生大臣の熱意ある御答弁で、われわれ引揚者に十分にかわつてもこの約束は守つていただきたいといふことをお願いいたしておきます。

もう一点は、この法案の二条にあり

ますように、外地におつて六カ月を越した者にのみこれを支給するという、この線が、どの辺から打ち出されたか、私たちはむしろ五カ月前には戦争の終末でありまして、末期でありまして、いた人間が幾らもないのに、わずか六カ月以上のものときめたという点、あるいは今後そういう問題が起きても、また、同じ引揚者の立場にあつても、六カ月たつていなかった子供に対しては、何の処置もしない。私は子供は無意識で、全然引き揚げてきた辛さといったものはわからなかつたと思ひますが、その母親たるや、子供をかかえて、六カ月や、七カ月の子供を抱いて、国に帰つたその苦労に對しても、最低その七千円程度のものはこの際やつてもらふことが、いろいろな、今後問題を残さなかつたらうと思ふのですが、そういう点について、一つ大臣からお聞きしたい。

○國務大臣(神田博君) ただいまの小西委員の、この支給資格の滞在制限をどういう趣旨で一体六カ月としたか、こういうようなお尋ねと承るのでございしますが、この居住制限を一体どの程度に線を引くかということにつきましては、いろいろ議論がございまして、少くとも外地に居住して、そしてまあ生業をしたというふうなふうに見るならば、一年以上が至当であるとか、あるいはまあもつと多い方がいいのじゃないかというふうな議論もあつたやうでございします。しかし、太平洋戦争のあの様相を考えると、もう、もう大体戦争終結半年前というふうなところは、海を渡つて外地に行くというふうなことも、まあ大体において考えられ

ないのじゃないだろうか。引揚団体等におきまして、まあ最初是一年というふうな線で、これは原案があつたのでございまして、一年ではどうも納得できないから、もう少し一つ幅を縮めてくれぬかというふうな御要望もございまして、これはまあふちまけたお話し合ひの際にも、これはもめたこととございしますが、とにかくまあ半年ということにしようじゃないかというふうなことで、引揚団体の方も半年なら了承できるというふうなことでございまして、どこで引いたことが一番いいか、今の小西さんのようなお考えも私はよく事情はわかります。わかりませんが、どこかでやはり引かないと、支給資格がつかぬものではないかと、支給資格がつかぬを得ず六カ月というふうなことで引いたやうなわけでございまして、別に六カ月未満にする予算がどうとかという意味じゃなく、一応の線を、一つその辺でどうだろうかということでも話がついたやうなわけでございまして、まあ赤ちゃんの生まれたやうな例を考えると、多少今おつしやつたやうな気持ちもわかるのでございしますが、しかし、生活の全基盤を失つた、そこで政府としてその基盤を失つたというのを土台として、いろいろな意味でこれは一つ公債を支給しようという趣旨から言うと、やはり期間を半年くらいは制限することが、後世説明としてもこれはやはり筋の立つことじやなかろうかというふうな、常識的な意味のいろいろな意見がございまして、まあそこに落ちついた、こういうふうな相なつております。

○小西英雄君 厚生大臣の意図もよく

わかるのでありますが、私たちは、今年大幅にこの問題を、おそくなつておるのだから解決していただきたいという意図とは、多少そこに見解の相違があるもので、今のうちにわずか六カ月で、幾らもないのならなおさらのこと、そういう問題を解決していただきたいという感を私たちが持つと同時に、もう一つ、衆議院の方でもいろいろそういう議論が出たかと存じますが、やはり南方諸地域に相当日本人が戦争前から生活を営んでおつた者に対して、その当時の軍の要請によつて強制送還をした、それらに対する人の処置も就いてない。私たちはこういう点について、これらは一応こういうふうな温情ある処置をおさなきがらやつたとするならば、それらの人にもなせしないかというふうな疑問を持つておるのでありますが、やがてこれはいろいろ連族の問題につきましても、一応の線でやつておいて、ことしできない点はあくる年やつておりますが、こういう点について、これは大きな数じゃない、予算的にも大したことはないと思ふのですが、一応そういうことについて政府は考えたことがあるかどうか。

○國務大臣(神田博君) 今度のいわゆる引揚者給付金の対象になりましたものは、終戦の措置に伴つて、まあ日本の権限というものは及ばなかつた、要するに、ああいったやうな無条件降伏下において、日本の国威というものが全然保たれなくなつた。そして本人の意思でなく、ある期間まあ捕虜というやうな、抑留者の生活もして、そしていろいろな制限下に生活して引き揚げられた、まあその全生活の基盤を失つたということについて、給付金をいろいろ

いろいろな意味から考えまして、そして差し上げよう、こういう趣旨から出たものでございまして、ただいま小西委員のお述べになりましたやうに、たとえば南洋群島であるとかあるいは蘭印からの戦時下、軍の要請によつて、同時に軍の保護によつて引き揚げられた方々とは非常に事情が違ふのではないだろうか。そういう面を考慮いたしまして、これらの問題をどうするかという点については、これはいろいろ將來の問題としてこれは考える、要望もございしますが、考慮の問題も私はあらうと思ひますが、今度のは、日本国の権限がもうなくなつておつて特殊な事情によつて帰らざるを得なくなつた、国威が及んでおつてその保護のもとに歸つた者とは違ふ、そこがケースが違ふから、その者の中には触れなかつた、こういうふうにお考え願ひたいのでございします。

○小西英雄君 いろいろ憲法上、条約上、法律上の問題については、外務省あるいはこの法制局その他大蔵省等に關係があることについてお尋ねをいたしましたのでありますが、現在急ですから、まあ最後に、厚生省に對しても一つお願いしたいことは、引揚者の死亡者、当時いろいろ開拓団の人あるいは基盤を失つたために住むに居住な、凍え死んだ人その他いろいろな多くの悲惨事が新聞でも報道せられましたやうに、繰返されておつたのであります、それらの靈に對して、政府がどういふ処置もしない、国家として、してないというところが現状であります、私はこの際、いろいろな見地からあたたい政府のこの給付金と同時にお願ひしたいことは、引揚者

の、大体現地において——こちらにたどり着いて死亡した人の数が現在四十万をわれわれの調査でえております。昭和二十七年だつたかと思ひますが、占領下のために戦死した人の靈をも慰められなかつた悲しい時代を過ぎ去りました際に、ちやうどあの公債が遺族に渡された際に慰靈祭を施行したのであります。そこで多くの遺族の方々が、われわれの子供も、兄弟も、これで静かに安眠するといふことを私たちが衆議院の引揚委員の当時でありましたが、相当感銘いたしたのであります。が、この際、一つ厚生省におきまして、何とか一つこれらの四十万の靈に對して、国家的行事として慰靈祭を行なつてもらいたい。それらについて一つ厚生大臣が率先してこの慰靈祭を行ふことについての一決意をしていただきたいので、御答弁をお願いいたします。

○國務大臣(神田博君) ただいま小西委員の御要望の気持は、私もよく了解できるつもりでございします。お述べになりましたやうに新宿御苑でございしますが、政府におきまして、戦没者の、戦争によつてなくなつた方々の慰靈祭を行いましたことは、一回行ひましたことは御承知の通りでございまして、その後、そういうことはやつておらないという状態。それから今年度におきましては、無名戦士の碑を建立するといふ予算ももちやうだいたしてございまして、これらも一つ今年度におきまして完成いたしたい、こういうふうな考へております。なお、この幾多の遺骨等、まだ取集中でございします、そういう外地におきます戦没者等の遺骨等が引き揚げになります、

がたいのみならず、さらに今後この種の施設の拡張発展に伴い、その適切かつ能率的運営を期するためには、その方法等について根本的に検討を加える必要があると存する次第であります。

他方、失業保険関係の施設につきましては、総合職業補導所等の施設の経営は、委託契約により、当該施設の存する都道府県等に委託してこれを行わせているのでありますが、これは、あくまで一時的かつ便宜的理由によるものでありまして、総合職業補導所のごとく、国家的見地から統一的運営を必要とする施設を永続的に都道府県に委託経営せしめることは、その性格にかんがみ、必ずしも適切な方法であると認めがたいものがあるのであります。

右のごとき事情を考慮いたしますとき、これらの保険施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うためには、政府みずからこれらの施設の設置及び運営に当る方式が考えられるのでありますが、国が直営することは、行政機構の拡大等のおそれもあり、また、その能率性等から見て、必ずしも最善の策とは考えられないのでありまして、むしろ、この際、これらの保険施設の設置及び運営のごとき業務は、国の代行機関たる性格を有する労働福祉事業団を設立し、これに行わせることがより適切であると思料されるのであります。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に法案の内容について、概略御説明申し上げます。

この法案は、労働者災害補償保険及び失業保険の保険施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行わせるため、労

労働福祉事業団を設立することを定めるとともに、その組織、業務、財務、会計、監督等に關し、所要の規定を設けたものであります。

すなわち、第一に、労働福祉事業団は、法人といたしますとともに、その当初の資本金は、事業団の成立に際しまして、政府が出資する額と地方公共団体が自治庁長官の承認を受けて出資する額の合計額といたしております。しかして政府は、事業団の成立に際しましては、労災病院、傷病者訓練所、総合職業補導所、簡易宿泊所等の用に供している国有の不動産、これに附屬する物品等を事業団に現物出資することとしたしております。

第二に、事業団の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置くこととし、その任期は、それぞれ四年といたしております。

第三に、事業団の行う業務といたしましては、労災病院、傷病者訓練所等の労働者災害補償施設及び総合職業補導所、簡易宿泊所等の失業保険施設の設置及び運営を行うことを主たる業務とし、あわせて前述の業務を行うに支障のない範囲内で、委託を受けて、これらの保険施設を利用して労働者の福祉の増進をはかるため必要な業務をも行うことができることとしたしております。

第四に、事業団の財務及び会計であります。事業団の予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等につきましては、その業務が国の代行業務たる性格にかんがみ、労働大臣の認可または承認を受けることを要するものとしたしております。

第五に、事業団は、労働大臣の監督

に服するものとし、労働大臣は、事業団に対して、監督上必要な命令等を行うことができることとし、また、事業団の業務の監督等に当らるため、特に労働省に労働福祉事業団監理官一人を置くこととしたしております。

なお、設立初年度の特例といたしまして、労働福祉事業団が昭和三十三年に行う業務は、これら保険施設の運営のみを行い、設置は行わないこととしたしております。

以上がこの法案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○委員長(千葉信君) 本案に対する質疑は、次回以降にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○委員長(千葉信君) 次に、労働情勢の調査に關する件を議題といたします。御質疑のある方は順次発言を願います。

○片岡文重君 私はこの際、労働大臣に所見をお伺いしたいのですが、いわゆる春闘なる問題に關して、政府は、しばしば国鉄その他の公労関係の幹部諸君の処罰を放送しておられるようです。しかし、この公労協の關係の諸君のとられた態度並びにこれのつとてきた原因等を考へてみますれば、かりに百歩を譲つて、政府がその処罰をあるいは処分というものを考へるとしても、この起つてきた責任を政府が考へ、かつ、この処分をするということになるならば、政府としては、十分にあた

かい氣持と言いましうか、いわゆる泣いて馬鹿を切るというこの氣持がなければならぬ。しかるに、去る三日、名古屋における労働大臣の談話なるものを新聞、ニュース等によつてわれわれが聞くところでは、むしろ得々として、意氣揚々として現政府の公労協幹部に対する処分を指図しておるかのとき感應を与えております。いささかも政府が事態を惹起せしめた責任を痛感しておらなければならぬに、処分ということをさながら何か特權であるかのごとくもあそんでおるのかのとき印象すら与えておるのですが、一体名古屋におけるこの談話を発表した意圖は那辺にあるのか、まずそこから伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(松浦周太郎君) 政府は最初から申し上げておりますように、今度の春闘は、スケジュール闘争はおもしろくないという考へ方を持つておる。もう一点は、これは仲裁裁定をどこまでも尊重する、しかし、法を犯した者は、これはお氣の毒ではあるけれども、身をもつて償ひをせしめたいといふことは、終始変らざる行き方でございます。この間、名古屋におきまして新聞が非常に大きく扱つたのであります。あの模様は先ほども予算委員会でもいろいろ申し上げたのであります。三十人はかりの記者——

こつちから行った人、向うの人が集まりまして、記者会見を正式にいたしました。それで名古屋駐在の人、名古屋の人々は歸りまして、残つたのは東京から行った人たちだけであります。そこでいろいろな座談をやり、雑談をやつておりました。その中に、今の新聞に出てゐる事項がいろいろ話されました

から、私もまた自分の持つてゐる綜合情報というものをそこに話し合つたのであります。ところが、ほんとうはそんなに大きく私は出ると思つてない、それも当りまえに言ひました。発表は、記者会見というものが終つた後でありました。ところが、翌朝あの新聞を見て驚いたのであります。いづれにいたしましても、そういう重要な問題を新聞、座談なんかでは言ふものでないといふことを考へずに、ああいう動機を与えたといふことに對しましては、私はその責任は重大であると思つて、その責任を感じておる次第であります。新聞記事全体の責任は私は持てません。新聞によつていろいろ扱い方が違つておりますから。先ほどもねらい撃ちなんといふことを新聞を讀んで指摘されましたが、そんなことをあいつ記事が出る動機を与えたといふことは、労働大臣としての資格の上からいつてまことに遺憾なことでございます。その責任は十分自覚いたしております。

○片岡文重君 談話の發表の形式等ももちろんわれわれとしては十分、大臣みずから認められるように考へなければならぬところであるし、深い関心を持たざるを得ません。しかし、それ以前の問題があるはずで、つまり談話の形式、方法等のいかんではなくして、労働大臣が考へておるその考へ方こそが私は問題だらうと思ふ。いわばこの処分等に當つて、何かネコが獲物でも扱ふように得々としてこの処分をもてあそんでおる、こういう態度があるからこそ、そういう雑談の際に、知らず知らずの間に本心が流露される。結局

その事柄が重要ですから、その雑談の間にかわされたとしても、これは事柄がありましても重大であるといふので、この事態に對する感覺を持つ新聞記者諸君が取り上げた、これは當然のことだらうと思ふ。その処分に對して、労働大臣は一体どういふふうなお氣持でおられるのか、それをお伺ひしたい。

○國務大臣(松浦周太郎君) 公労法の精神によつて、公共企業体に働く人たちは、公共企業体の公共性にかんがみまして、ストライキその他のことはやつちやいかぬといふことになつておりますから、それを犯した場合は、私はほんとうにお氣の毒ではあるけれども、法秩序維持のためにやつぱり責任をとつて、その違法に對して身をもつてその償ひをせしめたい。こういうことでありまして、労使の關係の中に立つて、労使の融和、労使の正常な慣行といふものを作つていき、将来の日本の労使といふものをよくしたい、そのためには勤労者に対する非常な同情を持たなさいかぬといふことは忘れないのです。けれども、この春行われしましたようなことは、何ほ同情いたしまして、多数の國民がああいう迷惑をいたしましたことについて、全然責任者が出ないといふことでは、政府の行政上の問題から言つてどういふものであらうと、私は自分の子であつても、法を犯して多数の人に迷惑をかけたといふことであるならば、身をもつてその責任を持つてもらうように親は勸むべきである、それが國家民族の秩序を維持するゆゑである、かように思ひますから、今御指摘になりましたように、ほんとうに泣いて責任をとつて

もらいたい、こういう心境に私はおる
のでございます。

○片岡文重君 新聞ニュース等に伝え
られるところの労働大臣の談話などを
拝見すれば、とても私たちはそういう
気持ちを汲み取るわけには参りません。
で国民に大きな迷惑をかけた、そして
責任を身をもつてとるべきであるとい
言っておりまうけれども、かりにそう
いう事実があったとしても、多数の人
に迷惑をかけたというならば、仲裁裁
定という公労法で認められた機関に
よつてなされた裁定に従わなかつた
政府の責任は一体どうしてとるのだ
か。これはこの事態を惹起した責任で
もあつたわけですから。今回は裁定を尊重
して実施すると言つておる。しかし、
これもまた、いわゆるあげ底実施であつ
て完全実施ではない。しかも、一方的な
立場を利用して、いかにも完全かつ十
分な実施をしておるのかとよく放送
して国民を欺瞞しておる。今度完全実
施だといふその完全実施ですらあげ底
実施である。今までは実施されたた
めしがない。この実施されないこと
によつて多数の労働者に非常な迷惑を
かけておる。この責任は一体政府は
どこでとらうとしておるのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) その問題
は、従来の裁定二十二回のうち九回は
完全に実施しております。十一回は期
日が遅延したのでございます。ほんとう
に実施されない、金額の上において半
分以下になつたというような場合はそ
れは一回であります。一回は今検討中
であります。で今度の場合すでに衆議
院でいろいろ論争いたしましたから、
第一項すなわち理由の第一に述べてあ

ることは、予算準備の上に千二百円を
乗つけなければそれで責任はいいとい
うことになつておるのです。でありま
すから、この第一項理由第一の考え方
から言つてならば、もう俗に言う余分に
払われておつたというもののうちで八
十円しか見られないということになり
ます。一応業績手当の分は本給に繰り
入れる、あとの六百円のうちの五百二
十円が今申しましたような余分に払わ
れておるというようなのは直さなけ
ればいかぬということが規定してあり
ますから、第一項だけで言うならば、
法律上八十円だ、その八十円だけ増し
たのでは、御指摘になりましたような
今日の労働紛争を解決するゆゑになら
ない。だからして五百二十円は相当
な給与改善が行われるように政府はや
るべきだといふことが指摘してありま
す。従ひまして、われわれはこの五百
二十円というもののうち約三百五十円
というものを千二百円の上に乗つけた
のです。それだけのプラス・アルファ
の方法をとつておりますから、これは
完全実施である。私も思つておりま
すし、また、藤林さんの御発言で
も、政府はをりやうことは差しつかえ
ないのだと言つておりますし、また、
この間の質問に対する指示事項に對し
ても、大體衆議院でお答えになりました
と同じようなものが文章として出さ
れております。ここにその文章を持
つておりますけれども、けさ新聞に発表
はなつておりますから申し上げる必要
はないと思ひますが、そういうことで、
今度の裁定は完全実施したとわれわれ
は確信を持っております。

○片岡文重君 今回の裁定実施は完全
実施ではありません。第一項の主文だ
けを取つておられますけれども、内容
をくらんになれば今大臣が説明したよ
うなわけではない。やはりこの労使の
紛争を解決するのに最善の措置を講ず
べきことが指示されております。従つ
て、その完全な労使のしかも従来の
とつてきた労使の協定等を全然無視し
て、これをやみ給手という勝手な言葉
で片づけておる、この経過をたどつて
いけば、決して完全実施ではありません
。今ここで私が追及しようというの
は、問題としてここでお尋ねしよう
としておることは、この仲裁裁定とい
う点、時間の都合でもつてあとにし
ますが、一体この処分に対する労働大
臣の所見をさらに私にお聞きしておき
たいのですが、大體処分とか、措置と
いふものは、対象となるものの行為に
よつて定めらるべきものであると私は
思う。政治的な意図とか、あるいは政
府の政治的な振り合ひとか、そういう
ことによつて決定すべきものではな
い。それによつて決定すべきものでは
ないと思ふ。しかるに、大臣の発
表されたものだとおきかして、大臣の
ところによれば、人数も四十人、三
十一人、十八人、この三案があるとい
うことでは述べられております。こ
ういふことは、この行為が明白になつて、
どうしても事情やむを得ずして処分す
るのだという結論がなされて初めて人
数というものは浮び上つてくるはずで
す。最初に人数が出されておつて、そ
してその処分を決定するといふこと
は、明らかに行為による処分ではなく
て、政治的な駆け引き、あるいは政府
の何らか意図するところによつては
き出された数字であると考へられます
けれども、労働大臣は、この点はどう
してこの数字を出されたのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは先
ほど予算委員会でお答えしたのであ
ります。政府が内部において決定し
た事項でもなく、その関係の大臣から
聞いたものでもありません。それは大體
各方面のニュースを総合しまして、総
合情報として私が判断して発表したの
でございまして、それいろいろな話
し方をしておつたけれども、そういう
ふうに聞いた新聞社の方々が綴られた
のであつて、その中にいろいろなこと
が書いてあるやうです。また、新聞紙
によつて書き方が違つておるやうで
あります。この新聞発表の内容は、
私は責任を持ちませんが、そういう記
事になるやうなことを雑誌の中に言つ
たといふことは、労働大臣としても責
任を痛感いたしておるのでございま
す。

○片岡文重君 雑誌の中にも、とにか
く四十人といふ、あるいは三十一人
といふ、十八人といふ、これら数字でも
抽象的な表現ではなくして、明確に、
数字をはつきり言明されたことは事実
でしよう。従つて、何人にするかとい
ふこと、どの程度にするかといふこ
と、これについて、その行為よりもど
のくらいを出そうか、どのくらい出し
たらどういふ影響があるだろうかとい
ふことのみに重点が置かれてこの数字
は出ているのでしよ。この数字とい
ふものは明らかに記者諸君の前で言明
されておるのに違ひない。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは総
合情報によつたものでございまして。
○片岡文重君 おかしいじゃないです
か。これは抽象的な表現ではないです
よ、明らかに四十人とか三十一人、十八
人、私はよくよく繰り返すやうですけれ
ども、こういう数字を並べたというこ
とは、これは抽象的には出せない数字
です。明らかに労働大臣の口から、ある
ときは四十人といふ、あるときは三十
一人といふ、あるときは十八人といふ
明確なる、数字が出たので、ここで総合
判断をするという事態が起きてきたの
でしよ。全然物を、数字を出さなけ
れば、あるいはこれは何人であるか、
百人であるかこれはわからないでしよ
う。この数字が出たといふことは、こ
の雑誌の中に、大臣がたとえば何回
言つたかわからないが、とにかく言つ
ていることは事実でしよ。言つてお
るとするならば、この数字といふもの
はどこから出てきたのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) それはま
あ私はその問題については責任を持
つておりますから、いろいろお聞きに
なつても、だれが言つたとも言え
ず、私は聞かれるその数字を、そう
いふふうに関われたのですから、うな
づいてまあそういう風評もあるとつ
け加えておられますけれども、それでは
新聞記事にはならないのでありまし
て、はつきり僕がそういうあらゆる問
題を話したやうなふうに取り扱われ
たと思ふのですけれども、その点は不
意にでも、不用意にそういうところで
そういうことを言つたといふことの大
臣としての責任は痛感いたしておりま
して、はつきりとかまかしい数字をだ
れそれが言つたと言つたことは全
然ないのであります。けれども、そんな
ことを言ひのがれるときではなくし
て、私がそこに立ち会つてそういう記
事になるやうな動機を与えたことは、
若い記者の責任ではなくて、私の責任
であります。

○片岡文重君 ではこういう談を労働大臣は発表したのはなくて、とにかく記者諸君によつて総合的に判断をされ、これが新聞記事として発表された。その内容はともかくとして、そういう発表がなされて、それによつて大きな影響を与えたことについては大臣として大きな責任を感じる、一体その責任はどうしてしからばとられるのですか、具体的に。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは私の胸にあることであります。

○片岡文重君 大へん含蓄のあるお言葉を伺つたわけですが、大臣がどのような責任をとるという姿を具体的に現わされるかわかりませんが、この影響というものは大臣にとられる具体的な責任のいかんによつて解消するものでは私はなからうと思ふのです、この事態を解消せしめる。こういう大きな影響を与えたことは、単に名古屋における炉辺談話にすぎなかつたのだということになるためには、この発表された談話の内容がことごとく空文にならなければ私はならないと思ふ。この発表されたしからば内容はすべて空文になるというところは、ここで言明できるのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 空文になるとは思つておりません。もう日本全国の人々の耳に入つておるのでありますから、いまさら取り消しても効果はないと思つております。

○片岡文重君 そこでますます私はお伺いしなければならなくなつてくるのですが、大臣が発表され、また、責任をとられたことによつて空文にはならない。しかし、ここで眞に責任をとられて、この事態をもとに返すということ

は、この談話の内容として伝えられる事態をことごとく空文と言いますか、ほかにされることもし得るならば、この与えたことは、労働大臣の名古屋における一席の炉辺談話にすぎなかつたということになると思ふのです。大臣として、この内容を空文にするということができないのですか。つまり、こういう処分ということについては白紙に返すということとはできないのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほど申しましたように、公労法を完全にその精神を生かして、また、公労法の番人として立つておりますわれわれといったしましては、お気の毒ではございますけれども、その数字が幾らになるかわかりません。けれども、その犯した違法行為の償いはやはり持つてもらわなければなりませんから、私の今の力でこれを全部無効に済ますなどということをやつたところが、これはもう多数の国民が迷惑をして体験しておるのですから、あれで一人も処分が出なかつたというようなことは、これは私としてはできませんし、また、そうすべきものではないと、お気の毒ではあるが、法律を維持するためには、犯した方はその身をもつて法の尊厳を維持してもらいたいというところが私の念願でございます。これはまことにお気の毒でございますけれども、これはやむを得ないことと思ひますが、それを今全部御破算にするように政治的に努力せいで言われましても、私の力ではどういふこともできません。

○片岡文重君 取り消すこともできないし、そういう措置もとらうとするのもできないという御答弁のようです

が、しからば、この処分に対しては、あくまでも私は行為を対象としてなすべきものであると考えますが、この談話の内容からみれば、行為ではなくして、政府の考へている処分の対象と言ひましようか、方法はあくまでも政治的な観点からこれを行つ、こういう見解であるように考えますが、その解釈をしてよろしいですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 私は公労法を守る立場にありますが、その処分の一人々々の処分の内容検討については、使用者がいろいろにらみ合して決定すべきものであつて、その監督は直接運輸大臣であり、郵政大臣であると思ひます。しかし、私どもはこの公労法の精神並びにその法の尊厳を維持するための努力は常にこれらの人々と相談してやらなければならぬと、かように思つております。

○片岡文重君 公労法を守るべき立場にある労働大臣が、その所管の大臣である運輸大臣も、郵政大臣もともに処分はしたくない、また、処分をする必要はないと言つておられるとき、公労法を守つて労使の円満な運行を仲介し、助成していくべき労働大臣が、先頭に立つて処分をしなければならぬ、処分をすべきである、しかも人数は何人である、国鉄のごときは七百余人に及ぶだらう、全通、全電通も百人は下らぬだらう、こう発表しておられる。そういう数字をあげての発表であるから、処分というものは大体決定しておる。そうして労働大臣としてはそれを承知の上で発表されたものである。労働大臣は言つてもなく、岸内閣の閣僚の一人として岸内閣を代表しての発言であるから、今私はお尋ねして

るのです。従つて、その処分の考え方というものは明確に打ち出さるべきであると思ひますが……。

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほど申しましたように、私どもは、やはり第一次監督の人々がおきめになることを要望いたしております。しかし、そのことがおくれるというところは、みだりにいろいろの揣摩憶測が飛び、事柄の紛争が一そうひどくなりますから、やるならば早くやつて、国民も、また、いろいろの従業員も安心した方がよいと思ひます。やるならば……。やらないうちは思ひます。今の政府の方針をいたしましては、裁定は十分尊重して実施せしめる、と同時に、法を犯した者は償ひをとつてもらいたいという方針なんですから、それを私はいろいろな総合情勢を集めて座談的にどういふことを申し上げたのが新聞に出たわけなんです、大体風聞はいろいろな数字がありますが、大體風聞はいろいろな数字がまゝ新聞に載つたわけでございます。

○片岡文重君 風聞とか何とかいう問題ではなくて、とにかく労働大臣がどんな態度にせよ、どんな方法にせよ、とにかく話をされたからそれを記者がまとめて発表したのであるから、それに対する内容については、やはり大臣として十分な責任があるのだし、意見の発表もしておらないし、実情の調査はもちろんでおるでしょう。そういうときに、公労法を守る立場とばしは言われませんが、公労法を守るといふことは、この処分をしたり、ある

いは労使の紛争を激化せしめることが公労法を守ることではないでしょう。むしろ、その労使の間における意見の相違、紛争等について、できる限り仲介あつせんのをとり、労使の円満な提携を助成していく、これが公労法を守る者の立場でしう。その立場にある労働大臣が、率先して大なたをふり上げて、意気揚々として談を發表されるこの立場が、私たちに解せな

い。しかもその対象として話をされたのがこの処分の数字である。しかも一方では、処分の必要はないと言つていふ。これに対しては振り合ひ上もしなければならぬ。これでは不公平であるから、両組合とも二、三人ずつの解雇者は出るであらう、こういうことをはつきりあなたに言つておられるはずで、これは数字が出ておられるはずで、たの、数字を出したいから言つたのか、そのしからばいづれなのですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今の、数字を出したいからとは……。

○片岡文重君 郵政大臣が、この新聞に伝へるところによれば、郵政大臣としては、解雇処分の必要はないと、こう言つておられるのに對して、これはおそろしく新聞記者からあなたに對する質問が出たのでしう。それに対して、それでは国鉄だけでは不公平であるから、この全通、全電通の組合にも二、三名の解雇者は出すべきである、こうあなたは答へになつておられる。だからこの数字まであげて話のやりとりをしておられるところを見れば、明らかにこの処分の対象がきまつておるのか、そうでなければ、少くとも政治的な見地から、あるいは政府の立場から、その他いろいろな観点から

これだけの人数、この程度の者は処分をしないと、こうあなたはお考えになつておるか、いづれかなのでしよう。そのところを……。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは二、三人であるといふことは私は申し上げました。それは今の平井郵政大臣から聞いたものではございません。総合情報によつて、大体そういうことになるとのじゃないかといふことを考えたものですから、私は申し上げました。それからもう一点は、この先ほど米いろいろ御議論がありますが、公労法を守るといつた守る態度じゃないじゃないかといふことでありますが、現在の現象は、これは応急的な処置なのです。今度の春闘並びに公労法のあり方、まあ公共企業体のあり方といふのは、今度の闘争を見ましてすいぶんこれは直さなければならぬところがあると思つたのです。その直さなければならぬことは、まず第一に、公共企業体といふものは一つとして、直さなきゃならぬ、この公共企業体の直し方によつて公労法もそれと見合つて考えなきゃならぬ、いわゆる公共企業体の現在は一つの使用者ではあるけれども、政府の相当の制約があつて、一般の民間におけるような勤労者と経営者がほんとうに血眼になつて戦ひ合つて、そこに真理を見出すといふふうになつていないのでありますから、どうしても公共企業体としての自由主義下における資本家としての立場を守り抜くといふものがなければならぬと思つたのです。それと勤労者の団体交渉とが血みどろになつて真剣に戦ひあつて、そこに初めてつばな考へ方が出てくるのであります、現在のア

ベックとか何とかいふことが世の中に、あまりいい言葉じゃありませんけれども、流布されるというよりな実情は、これはやはり今度の闘争を見まして改善していかなければならぬ。その改善してい、また、それに対して公労法も見合つて直して、将来そういう紛争のないように、起らないように、順次改善していくことが基本的な問題であつて、たとへて言へば、大きな木がある。その根を培養して大きくすることは恒久的なものであつて、枝にはい菌がついてゐる、そのばい菌の一部を切り落して、全部の木に影響しないような方向に持つていくのが応急手当であるといふことで、私は切るだけがこの今度の公労法を完全に守つて、将来よりいへば恒久的な守つては、今申しましたような基本的な問題を直して、再びそういうことの起らないように持つていくことが大事であると思ひますから、そのようにやつていきたいと思います。

○片岡文重君 所管の郵政大臣がですね、処分を必要としないと言つておる。しかも、その調査は労働省にもまだ通知をしておらない。そのときに労働大臣は、今二、三人といふこの数字については言つたと今おつしやつた。所管の大臣から通知がこないのに、労働大臣が、この公労法を守る立場にある労働大臣が、数字をあげて説明をする。この態度はわれわれははなはだ解せないと思つたのです、所管の大臣が通知もしてない、連絡もしてない数字を、どうして労働大臣があげるのであるか。あつてるところを見れば明らかにこの数字ははつきりきまつておる。そう

でなければ、何らかはかに意図するところがあつてこの数字をあげたのですか、この点どうなんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それもその程度じゃないかといふふうになつておるものであつて、すばつと言つたんじゃない。けれども、郵政大臣がどういふことを御決定になるかといふことは、今後の問題でありますから、それは今私はそれについてお答えできません。

○藤田藤太郎君 私労働大臣に一つ聞いておきたい。労働大臣は、片岡委員が質問したのに、四十人、三十一人、十八人、これは言つたか言わぬかわからぬような答弁で、却つて話と言ひましか、雑談の中に似たといふが、今の答弁を聞いてみると、全通、全電通には三人といふ問題が出てくる。それじゃ裏付けは四つの段階で数字もはつきり言つたといふことが裏付けされてくる。これはここで言つておる。これは新聞の発表で、大臣はいろいろな角度からこの問題は雑談だと言つておられますけれども、政府の態度として発表されておる。今話を聞いておると、先日の石田官房長官の話では、当局が、公社が責任を持つものだと言つておる。大臣も今こゝではそういう方方が好ましいと、こういう工合に言つておられる。そこでだんだん問題が進んでいきますと、ここに労働大臣は、その新聞の雑談が発表が知りませんが、そのあとで、名古屋労働組合の代表、寺内地評議長ですが、この人の会見のときには当局にも責任をとらず。国鉄当局も責任をとるべきだ。こういうことをはつきり、三つの問題の一つとしてはつきり言つておられる。それじゃ

当局にはどういふ責任をとらそうとしておられるか、私はそこを聞きたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) その名古屋の労働代表と会いましたときに、それを言つたか言わぬか私は記憶していません。けれども、きよりの衆議院の質問応答の中にそれが出てきました。私はどういふふうにか考へておりました。この公労法によつてですね、この勤労者の違法に対する責めは負わせると同時に、もしこの経営者の方にも違法があれば、それは十分調査しまして、違法があれば、その違法に対する責めは経営者の方でも負わなければならぬだらうといふ考へなんです。あるいはそういう考へをしておりますから、名古屋でそういう質問があつたとき、答えたのかもしれないけれども、名古屋で答えたことは、その問題については今記憶ありませんけれども、きよりの衆議院の社労の委員会におきましてはそういうふうになつておりました。しかし、それが、だれが悪い、どが悪いと言つても、それは返事できません。それはとにかく機関をもつて調査しまして、経営者であろうが、勤労者であろうが、同じ法律を犯した者は、違法行為をやつた者は、その違法行為に対する責任はとるべきである。それは経営者も勤労者もかわりはない。法の尊厳は、天下万民公平でなければならぬといふ意味で、そういうふうになつておりました。

○藤田藤太郎君 ますます今の労働大臣の答弁を聞いて理解に苦しむ。今の人教の問題、時期の問題、その他は雑談だ。少くとも私は政府を代表した労働大臣が、雑談の中で数字まであげて、

あとで聞いてみると、言つたといふことではない。労働者の首切り、解雇の問題、労働者の生活権が奪われるという問題、これは公労法云々の責任の問題の追及、両方に責任があるといふことを明確に言つたのか、その点ばかりしたのか知りませんけれども、片方でこのよう人間の首切りといふような重要な問題を雑談の中で新聞記者に発表するといふ、私はこの態度といふものが、政府の責任者の態度として非常に疑問に思ふ。

もう一つの点は、閣内において、直ちに石田官房長官が取り消して、それは公社やその他現業庁の当局が問題にすべきなんであつて、直接政府そのものがやるべきものでないといふことまで言つてゐる。それでも一つ追及していくと、当局にも責任があるように言つておいて、そのところでは、これから調べてみなければならぬ。片方だけは発表してしまふ。責任は二つ並行して出しておいて、片方だけは首切りの問題を出しておいて、片方はこれからの調べる必要はないからぬといふような立場は、私は労働者を守る労働省の長官としての意見としてあるまじきような感じを受ける。この点どうなんですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは大体十五日の晩のことであらうと思つたのでありますが、その点は、われわれは十分報告を受けていないのです。しかし、あるといふのですから、これから調査するといふことであつて、いろいろの評判があらまふけれども、運輸省から労働省はその報告を受けておりません。であります、しかし、皆さんがどういふことがあるじやないかと御

指摘になるものですから、それならば一つ十分に調査して、この法を犯したようなことがあるならば、それは責任をとらすべきである、こう言っておるのである、私どもは正式に通告がないもので、今そういう態度をとらざるを得ないのであります。

○片岡文重君 あと一、二点簡単に質問いたします。両方が責任をとるべきだという今御答弁のようでしたが、今度の処分については、二十三日の、いわゆる抜き打ちストといわれる行為については処分をしない。なぜ処分をしないか。その二十三日の行為については処分をしないかという、この二十三日の問題については、政府並びに国鉄当局にも責任があつて、組合を処分すれば、当然政府も当局も処分を及ぼされるであろう、だから処分をしないんだ、こうあなたはおっしゃっているでしよう。この考え方は、これはもうあなた自身申しているじゃないですか。一方的な責任追及であつて、政府や当局には責任を感じない、こういうことを明らかに言っているじゃないですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) その問題については、向うの記者諸君の聞き方は、二十三日のはどうするかというところに起因をいたしておるのであつて、あとの言葉は私はつけ加えておりません。

それからもう一点は、二十三日の問題ばかりじゃなくて、総合的に、十一日、十二日、その争議期間を通じてこれは考えるべきものであつて、あのときはいかぬ、このときはいかぬというふうな行き方じゃないと思うのです。その点は、記者諸君にお聞き下

さつても、私の言葉が足りなかつたのか、あるいはどういふ考えかわかりませんけれども、私はその場合には二十三日ばかりでなく、十一日、十二日、十五日までの分を全体やるべきだ、こういうふうなことを考えておりましたので、そのまま申し上げたのであります。

○片岡文重君 大事なときに時間だといふことで、はなはだ残念ですが、今の御答弁についても、もちろん納得ができませんが、時間の都合で次の点をお尋ねします。国会終了後に、早急に公共企業体審議会を内閣に設置するということでやはり談話を発表しておられるようです。これは国会が現在開かれておる。その内容は別として、この国会中に御提案になるというのならまだわかりませんが、立法の措置として、すみやかに国会閉会後に、特別に、この特別法である公労法を拘束するような審議会を設けようとする、これは非常に非民主的なやり方であると思ひますが、一体その内容はどういふものであり、どういふ構想でありますか。

○国務大臣(松浦周太郎君) それはどの新聞に出ておりますか、公労法のことは、私はこういふふうに言つたんです。公共企業体といふものを、どうしても直さなければいかぬというのがわれわれみんな考えておるものですが、公共企業体の審議機関を作りたい。それが完全にできましたならば、それと見合つて、さらに公労法のことと考へなければならぬまい。しかし、公共企業体といふもののあり方が、さつきもあつたと言ひましたけれども、アベックだとか何とかいわれるような行き方ではないから、これを一つ合理的

に審議機関を作つて審議して、そしてこれは朝野を問わずやるべきである、こういうふうに私は申し上げたんです。そういう話をしたところが、いろいろに書かれておりますが、私は今申し上げたような方向で申し上げたのであります。

○片岡文重君 ますます重大なことになるじゃないですか。公共企業体全体をひくくするの制度を拘束し、あるいは改悪する上りな結果を招来するところの審議会を作るといふのであるならば、これはたとへば国鉄法とか、あるいは電電法とかいふことでなしに、それ以上のものになつてくるわけですから、これは単に内閣だけの力、考え方で、あるいは内閣だけの組織で作ろう、こういうことは、これはますますもつて非民主的じゃないですか。そういうやり方は、とうてい国会としては無視できないと思ひますが、それはどういふ構想で、いつごろから始めるお考えですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 政府内部において、まだいつからどうするといふことはますますっておりませんけれども、この公共企業体の審議機関を作るということは、大體政府内部で意見は一致しておりますが、いつ、どういふ法律の内容で作るといふことはますますしておりません。でありますから、結局この国会後になるということをお願いしておりますから、次の国会になるか、あるいはその期間の間に用意しておいて、次の国会の始まつたときに法律案を出して、国会審議中でもやるかということは、まだますますしております。

協は十三億からの資金を持つておつて、この処分が発表された後には、報復ストをやる、これに一億円を準備しておる。その何パーセントかは社会党に渡つておる、こういうことを言つておられるようです。一体どのくらいの金がかかるのか。それから、さらに、この場合には、総評から公認料をもらつて、春闘における総評の意向等について、政府とのあつせんも社会党はやつておる、こういうことも放送しておられるようです。一体どのくらいの金を社会党はもらつておるのか、一つお聞かせ願ひたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) 一億円の積立金をして、今度もし政府がやるならば、報復ストをやろうといふことは、総評の方で私は話を聞いております。だから、下手にしていると思われるけれども、会見のときに直接聞いております。それから百円ずつ資金カンパを国鉄に向つてやるということも聞いております。それから炭労その他同情ストをやるものには、五十円ずつ出させるということも、会見のときに総評の方の方から聞いております。どなたが言われたかは記憶いたしておりませんが、その会見の場で聞いております。社会党云々のことについては、私は申し上げた記憶がございせん。

○片岡文重君 これはいわけゆる二大政党として、今日国民の信頼のもとに国会運営に當つておる社会党にとつては、これは重大な問題だと思ひます。特に私は今、毎日新聞をここに持つてきておる。これには明らかに今私が申し上げたようなことが書いてある。で、今労働大臣が述べられた一億円準備等

については、総評でも相当の決意を持つてこの政府の不当な措置に対処するであらうといふことはわれわれも聞いております。しかし、そのための資金カンパが、社会党に何兆かを渡してあるとか、その資金を公認料にとつておるとか、こういうことは、これはたとへば冗談にもせよ、軽々に、特に閣僚の一員である労働大臣の口にすべき言葉でなからうと思ひます。事実、これは放送したことではない、話したものではないといふものならば、これは場合によつては、ここに当時の新聞記者諸君にでも御苦勞でも来ていただいて対決をしなければならぬ問題だと私は思ひます。労働大臣としては、しからば、これは全然話しておらないことを記者諸君の憶測なり、推測等によつてつけ足されたものである、これはつきりのことでは言明されるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) 私の言つた分については肯定します。言わないことはすいぶん書いておりますが、これは私は責任を持てません。

○片岡文重君 私が今伺つておるのは、この一億円の中から、あるいはその十三億の中からかはわかりませんが、とにかく総評からさういふ金がかかる問題に關連して社会党に渡つておると、こういうことを労働大臣は、その場合にはしからばおっしゃつておるのですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) その点は触れておりません。

○片岡文重君 しからば、総評から公認料をもらつておる。さうして春闘で云々と、こういうことも言つておられるようですが、この点はどうですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) その点

は、対社会党の問題は触れておりません。ただ一億円とか、百円とか五十円とかいう問題は、私は責任がありません。

○片岡文重君 しかば、この総評の準備しておる資金の中から社会党に何%か渡しておる、あるいは総評から公認料をもらつて春闘のあつせんをしておる、こういうことは全然言つておらないといふことをここで明言できるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) ええ、言つておりません。

○片岡文重君 さらに質問はあるのですけれども、先ほどから時間という約束ですから、一応これで留保しておきます。

○委員長(千葉信君) 本問題に対する本日の調査は、この程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後五時二分散会

〔参照〕

美容師法案に対する修正案(高野委員提出)

美容師法案の一部を次のように修正する。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 美容師の免許は、第六条の規定に違反した者又は第十條第三項の規定による免許の取消処分を受け

た者には、与えないことができる。第十條を次のように改める。

(免許の取消及び業務の停止)

第十條 都道府県知事は、美容師が第三條第二項に規定する者に該当するときは、その免許を取り消す。

2 都道府県知事は、美容師が第七條、第八條又は前條第一項の規定に違反したときは、期間を定めてその業務を停止することができる。

3 都道府県知事は、美容師が前條第二項又は前項の規定による業務の停止処分違反したときは、その免許を取り消すことができる。

4 第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

第十五條第一項中「第十條第一項」を「第十條第二項」に改める。

第十六條中「第十條」を「第十條第一項から第三項まで」に改める。

第十七條を次のように改める。

(美容師の会)

第十七條 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

2 二以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

り、同条第三号を同条第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。

第二十一條中「第十九條第三号から第五号まで又は前條」を「第二條」に改める。

第二十二條中「第十條第一項(美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第十條第二項」に改める。

附則第二項中「附則第十三項及び附則第十四項」を「及び附則第十三項」に改める。

附則第十二項中第七條の改正規定を次のように改める。

第七條を次のように改める。

第七條 美容師の免許は、精神病者又はてんかんにかかつている者には、これを与えない。

美容師の免許は、第六條の規定に違反した者又は第十條第三項の規定による免許の取消処分を受けた者には、これを与えないことができる。

附則第十二項中第十條の改正規定を次のように改める。

第一項又は前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおあり、又は改しゆんの情が顯著であるときは、再免許を与えることができる。

附則第十二項のうち第十四條の改正規定中「第十條第一項」を「第十條第二項」に改める。

附則第十二項のうち第十四條の二の改正規定中「第九條第二項、第十條」を「第九條第二項、第十條第一項から第三項まで」に改める。

附則第十二項中第十四條の三の改正規定を次のように改める。

第十四條の三を次のように改める。

第十四條の三 美容師は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、美容師会を組織して、美容師の養成並びに会員の指導及び連絡に資することができる。

二以上の美容師会は、美容の業務に係る技術の向上を図るため、連合会を組織して、美容師の養成並びに会員及びその構成員の指導及び連絡に資することができる。

附則第十二項中第十五條の改正規定を次の二改正規定に改める。

三 第十四條の規定による美容師の閉鎖処分違反した者

第十七條中「第十五條第三号から第五号まで又は前條」を「第二條」に改める。

附則第十二項中第十七條の二の改正規定を次のように改める。

第十七條の二中「第十條(美容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第九條第二項、第十條第二項」に、「第十四條の二(美容師又は美容師の免許を取り消す場合を除く。)」を「第十四條の二(美容師の免許の取消に係る場合を除く。)」に改める。

附則第十三項を次のように改める。

(旧法の改正に伴う経過規定)

13 この法律の施行前にした旧法第六條第一項又は第六條の二の規定に違反する行為については、改正後の美容師法第七條第二項又は第十條第二項の規定は、適用しない。

附則第十四項中「旧法第六條第一項の規定に違反する行為」を「美容の業務に係る行為」に改める。

昭和三十一年五月十一日印刷

昭和三十一年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局